

申込書記入例

① 団体情報欄
●勤務所名を記入ください。

② 被保険者氏名、性別、生年月日欄
●必ず必要事項を記入・チェックを入れてください。
●被保険者氏名(カナ)、性別、生年月日欄に記入・チェックを入れてください。

③ お申し込み欄
●希望のコース・金額を記入・チェックを入れてください。
●加入しない場合は、「加入しない」欄に記入・チェックを入れてください。
●配偶者・子どもについても本人欄と同様に記入・チェックを入れてください。

The image shows a detailed application form for the 'Kisuna' insurance plan. It includes sections for applicant information, beneficiary designation, and various insurance options. Numbered callouts (1-6) highlight key areas: 1. Applicant name and company; 2. Insured person's name and birth date; 3. Insurance plan selection; 4. Beneficiary designation; 5. Submission date; 6. Confirmation and submission stamp.

④ 死亡保険金受取人欄
●受取人を指定する場合、「受取人コード」に記載してある1~9のコードで指定してください。保険金受取人コード「9」を指定した場合のみ、保険金受取人氏名を記入してください。
※受取人コード「1」~「7」を指定した場合は、保険金受取人の記入は不要です。保険金受取人氏名が記入されている場合はコードを「9」に変更し、氏名を優先いたします。

⑤ 申込日(告知日)
●必ずご記入ください。

⑥ 「確認印」兼「申込印」兼「告知印」
●印鑑は、はっきりと押印ください。

●令和7年度● 遺族附加年金事業

「きずな」

今年度の変更点

- きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます! 「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。
- きずな配偶者コース増設! 最長年金受取期間が5年から20年に延長されます。
- 重病克服支援コースの退職後継続年齢が79歳に延長されます。

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】
明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部
専用フリーダイヤル
0120-076-669
令和7年1月8日(水)~3月3日(月) 9:00~17:00[土・日・祝日を除く]
※設置期間終了後は078-252-2270まで



『きずな』は、保険期間1年の制度です。
そのため、保険期間中での脱退は原則取り扱っておりません(退職・短期組合員への種別変更を除く)。

⚠️ ご注意!!

- 当制度は、兵庫県市町村職員共済組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。組合員の方が、配布された関係書類(パンフレット・申込書等)をもとに、ご自身で制度内容・告知内容等を確認、ご了承いただきお申込みいただくしくみです。
- 加入勤奨のため、制度推進員が所属訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全所属・全組合員への訪問は出来ません。訪問・説明を希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知していただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。

ご説明希望の方は説明希望票・連絡票でご連絡ください

責任開始期 令和7年7月1日(火)
(加入日)




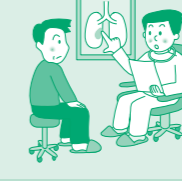



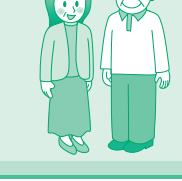
申込締切日 令和7年3月3日(月)

※各所属により、提出締切日が異なりますので、ご注意ください。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP81~P87に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

兵庫県市町村職員共済組合
事務取扱 (有) 兵庫ライフサービス

遺族附加年金事業「きずな」制度概要

ページ数	制度名	配当金の有無	加入対象者	保障内容	「きずなNEXT」(退職後の制度)	
					継続可否	継続可能年齢
P8~18, P22~26 P63~67, P69~80	きずな	○ (きずな(損害保険部分)に配当金はありません)	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●万一(死亡・高度障害)のとき、ご遺族の生活を維持していくために必要な費用を長期間受け取ることができます。 	○	69歳
P19~24 P63~67	きずなプラス ※必ずきずなとセットで加入ください	○	本人 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●きずなとあわせて加入することで、万一(死亡・高度障害)の場合のほか、公的障害年金1級・2級の認定に連動して保険金・給付金をお支払いします。  <p>※公的障害年金1級・2級の認定に連動した保険金・給付金は本人のみ保障の対象となります。</p>	○	80歳
P27~36 P63~67	総合医療保障コース ※必ずきずなとセットで加入ください	○ (セット型に配当金はありません)	本人 配偶者 子ども 本人・配偶者の親 (セット型に子どもは加入できません)	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで継続して2日以上入院のとき、1日目から入院給付金を受け取ることができます。(基本型) ●三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術を補償します。(セット型) ●親が所定の要介護状態になったときに親介護保険金が補償対象となります。(セット型介護特約) 	○	69歳
P37~45 P63~67	重病克服支援コース	×	本人 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中の備えとして、闘病資金を確保します。特約を付加した場合、7大疾病や上皮内新生物への保障も準備できます。 	○	79歳
P46~48	長期療養収入補償コース	×	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガ・所定の精神障害で就業障害となってしまう場合、長期休職の場合の所得を補てんできます。 	×	—
P49~54 P63~67	団体傷害補償制度	×	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●賠償責任・ケガによる入・通院等を幅広く補償します。 	○	69歳
P55~57 P63~67	入院医療費支援制度	×	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガによる入院をカバーします。 	○	69歳
P59~62	積立年金	×	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●在職中の積立で老後の年金をカバーします。 	×	—

※年齢は保険年齢です。

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
重病克服支援コース
長期療養収入補償コース
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
「きずなNEXT」(退職後)
ご請求について
注釈・契約起情報
ポイントについて

1 加入資格一覧

きずな・きずなプラス

<p>【きずな】 本人…共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(継続加入は満69歳6ヵ月まで)。 こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方。</p>	<p>【きずなプラス】 ※必ず「きずな」とセットで加入ください。 本人…「きずな」加入の共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満80歳6ヵ月まで)。 配偶者…「きずな」加入の共済組合員の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(継続加入は満80歳6ヵ月まで)。 ※「きずなプラス」のみの加入はできません。本人・配偶者ともに必ず「きずな」とセットで加入ください。 ※「きずなプラス」へはこどもは加入できません。</p>
--	--

なお、損害保険部分は以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

【きずな】・【きずなプラス】 共通

<p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>
<p>本人・配偶者・こども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p>	

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

〈きずな〉〈総合医療保障コース〉

〈入院医療費支援制度〉

[配偶者・こどもの加入についてのご注意]

- 配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、こどもは同時に脱退となります。 また、本人が脱退した場合も配偶者、こどもは同時に脱退となります。
- きずな(生命保険部分)は本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者、こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。(きずな、総合医療保障コースのみ)

〈きずなプラス〉

[配偶者の加入についてのご注意]

- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

〈総合医療保障コース「セット型親介護特約」〉

[親の加入についてのご注意]

- 本人の親は、本人のセット型加入が条件です。配偶者の親は、配偶者のセット型加入が条件です。

〈告知の対象とならない事項〉

- 医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- 歯科医師による虫歯の治療
- 手術により完治した急性虫垂炎
- 完治後のかぜ
- 色覚異常
- 現在治療をうけていない花粉症・水虫
- 妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

総合医療保障コース (基本型)・(セット型)・(セット型女性特約)

<p>本人…「きずな」加入の共済組合員(注1)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。 配偶者…「きずな」加入の共済組合員の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満68歳(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。</p>	<p>6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続加入は満69歳6ヵ月まで)。 こども…本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されているこどもで、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満0歳を超え満22歳6ヵ月までの方(基本型のみ加入となります)。</p>
--	---

<p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>本人・配偶者・こども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p>
<p>配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

総合医療保障コース (セット型親介護特約)

- 本人・配偶者の親(親介護保険金部分のみ)

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満29歳6ヵ月を超え満80歳6ヵ月までの方。

<p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症</p>
<p>【過去5年以内の健康状態】 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。</p>	<p>・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。 【現在までの健康状態】 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。</p>

重病克服支援コース

本人…共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満79歳6ヵ月まで)。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続加入は満79歳6ヵ月まで)。

(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

<p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。</p>
<p>配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>(がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。 【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。</p>

<p>〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>
--

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き共済組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
※**加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。**
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

長期療養収入補償コース

本人…共済組合員(注1)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満61歳までの方。

(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満62歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

<p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気がかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
--	--

※保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

団体傷害補償制度

本人…共済組合員(注1)で、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。
配偶者…本人の配偶者で、令和7年7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続加入は満69歳6ヵ月まで)。

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに関する規定を準用します)で、令和7年7月1日現在満0歳を超え満22歳6ヵ月までの方。

(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。
なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※個人補償タイプは配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。

入院医療費支援制度

本人…共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和7年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和7年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。

7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続加入は満69歳6ヵ月まで)。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年7月1日現在満0歳を超え満22歳6ヵ月までの方。
(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

<p>本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>	<p>本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気がかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
<p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	

積立年金

加入日(毎年7月1日)に満15歳以上59歳未満の共済組合員(注1)で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は保険料払込満了年齢(61歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は保険料払込満了年齢(61歳)まで2年以上ある方となります。

令和7年7月1日から加入となります。

(注1)共済組合員のうち、令和7年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

2 事業の概要

遺族附加年金事業「きずな」は共済組合事業の補完制度として、組合員の福祉の向上を支援することを目指しております。また、「きずな」は長期給付事業（障害給付・遺族給付）の不足する部分を補うための制度です。

3 保険年齢表

令和7年7月1日現在の保険年齢です。

年齢	生年月日
15歳	平成22年1月2日～平成23年1月1日
16歳	平成21年1月2日～平成22年1月1日
17歳	平成20年1月2日～平成21年1月1日
18歳	平成19年1月2日～平成20年1月1日
19歳	平成18年1月2日～平成19年1月1日
20歳	平成17年1月2日～平成18年1月1日
21歳	平成16年1月2日～平成17年1月1日
22歳	平成15年1月2日～平成16年1月1日
23歳	平成14年1月2日～平成15年1月1日
24歳	平成13年1月2日～平成14年1月1日
25歳	平成12年1月2日～平成13年1月1日
26歳	平成11年1月2日～平成12年1月1日
27歳	平成10年1月2日～平成11年1月1日
28歳	平成9年1月2日～平成10年1月1日
29歳	平成8年1月2日～平成9年1月1日
30歳	平成7年1月2日～平成8年1月1日
31歳	平成6年1月2日～平成7年1月1日
32歳	平成5年1月2日～平成6年1月1日
33歳	平成4年1月2日～平成5年1月1日
34歳	平成3年1月2日～平成4年1月1日
35歳	平成2年1月2日～平成3年1月1日
36歳	昭和64年1月2日～平成2年1月1日
37歳	昭和63年1月2日～昭和64年1月1日
38歳	昭和62年1月2日～昭和63年1月1日
39歳	昭和61年1月2日～昭和62年1月1日
40歳	昭和60年1月2日～昭和61年1月1日
41歳	昭和59年1月2日～昭和60年1月1日
42歳	昭和58年1月2日～昭和59年1月1日

長期療養収入補償コース、積立年金は除きます。

年齢	生年月日
43歳	昭和57年1月2日～昭和58年1月1日
44歳	昭和56年1月2日～昭和57年1月1日
45歳	昭和55年1月2日～昭和56年1月1日
46歳	昭和54年1月2日～昭和55年1月1日
47歳	昭和53年1月2日～昭和54年1月1日
48歳	昭和52年1月2日～昭和53年1月1日
49歳	昭和51年1月2日～昭和52年1月1日
50歳	昭和50年1月2日～昭和51年1月1日
51歳	昭和49年1月2日～昭和50年1月1日
52歳	昭和48年1月2日～昭和49年1月1日
53歳	昭和47年1月2日～昭和48年1月1日
54歳	昭和46年1月2日～昭和47年1月1日
55歳	昭和45年1月2日～昭和46年1月1日
56歳	昭和44年1月2日～昭和45年1月1日
57歳	昭和43年1月2日～昭和44年1月1日
58歳	昭和42年1月2日～昭和43年1月1日
59歳	昭和41年1月2日～昭和42年1月1日
60歳	昭和40年1月2日～昭和41年1月1日
61歳	昭和39年1月2日～昭和40年1月1日
62歳	昭和38年1月2日～昭和39年1月1日
63歳	昭和37年1月2日～昭和38年1月1日
64歳	昭和36年1月2日～昭和37年1月1日
65歳	昭和35年1月2日～昭和36年1月1日
66歳	昭和34年1月2日～昭和35年1月1日
67歳	昭和33年1月2日～昭和34年1月1日
68歳	昭和32年1月2日～昭和33年1月1日
69歳	昭和31年1月2日～昭和32年1月1日

4 きずな

災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】・天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

きずなは、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

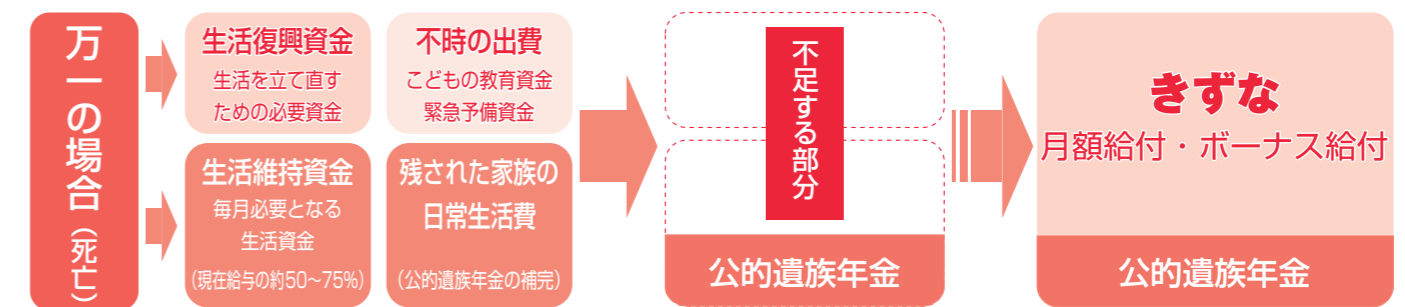
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。（生命保険部分）
- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。（損害保険部分）

制度の主旨

きずなは、万一（死亡のとき）の際に公的遺族年金を補完し生活費を補い、遺族が安定した生活を送ることを目的とした福利厚生制度です。

①もし万一のことがあったら、公的遺族年金が支給されますが…

②その不足分を補うのがきずなです!!



●各年代ごとの必要生活費と公的遺族年金（モデル例）

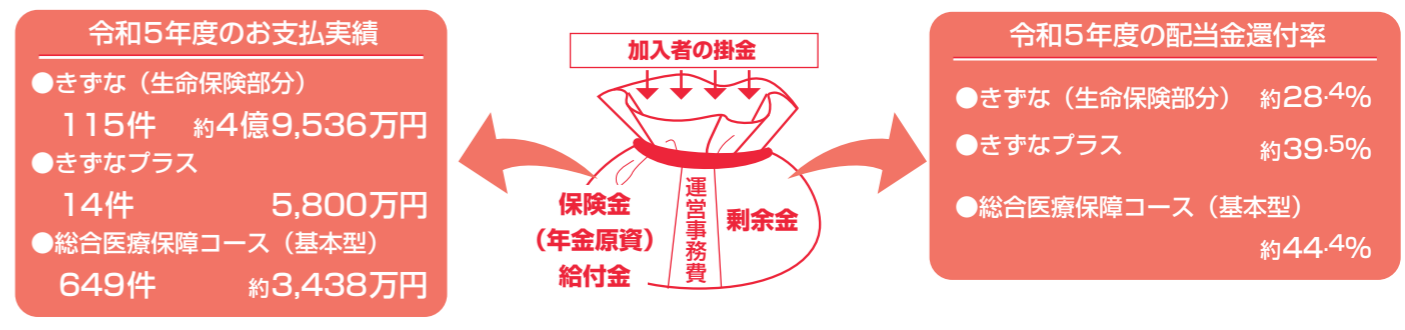
年齢区分	1世帯当たりの1カ月の生活費	係数	① 遺族の1カ月の必要生活費	② 公的遺族年金月額（モデル例）	① - ② 不足額
～30歳	約 24.5万円	×50%	約 12.2万円	約 3.4万円	約 8.8万円
31～35歳	32.1	×75%	24.1	11.5	12.6
36～40歳	37.8		28.4	14.6	13.8
41～45歳	43.1		32.3	15.1	17.2
46～50歳	46.9		35.2	16.4	18.8
51～55歳	49.6	×50%	37.2	14.0	23.2
56～60歳	47.8		23.9	14.1	9.8

令和4年 地方公務員給与の実態（総務省）

上記「公的遺族年金月額」のモデル例は、令和4年度地方公務員給与の実態<市町村職員ベース>より平均的なライフサイクルに基づいて令和4年度価格で当社試算したもので、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

●制度のしくみ

「きずな（生命保険部分）」「きずなプラス」「総合医療保障コース（基本型）」は、1年更新の制度です。加入者の皆さんからお預かりした掛金をもとに、ご不幸のあった加入者へお支払いを行ない、剰余金があれば配当金としてお返しするしくみです。



「きずな（生命保険部分）」「きずなプラス」「総合医療保障コース（基本型）」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。（ただし、きずな（損害保険部分）、重病克服支援コース、長期療養収入補償コース、総合医療保障コース（セット型）、団体傷害補償制度、入院医療費支援制度については配当金はありません。）配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

きずなコース一覧

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます!
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

ボーナス併用コース

新規加入の方は以下のコースをお申込みください。(各コースの受取期間は一例となります)

コース	生命保険部分	損害保険部分	一般の死亡または高度障害の場合					不慮の事故 ^[注5] による上乗せ保障									
			保険年齢	受取期間	年金受取平均月額	年金ボーナス平均受取額(年2回)	年金(月+年)受取総額	計・死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡の場合 [災害保険金+死亡・後遺障害保険金] [注1]	特定感染症による死亡の場合 [災害保険金] [注1]	高度障害 障害給付金(給付割合表第1級)+ 後遺障害保険金 [注1]	身体障害の場合(程度により) 生命保険部分障害給付金(給付割合表第2級~第6級) [注2]	損害保険部分 後遺障害保険金 [注2]	入院の場合 4日以内の入院の場合 入院保険金 [注3]	5日以上入院の場合(1日目から)(120日限度) 入院給付金+入院保険金 [注4]	手術をした場合 (1日目から支給対象となる手術) 手術保険金(状況により)	通院の場合 通院保険金(1日目から)
本人	A1	A1	15~60歳	30年	約14.2万円	約28.5万円	約6,840万円	6,000万円	1,100万円	550万円	1,100万円	55.0~385万円					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	1,033	483	1,033	48.0~338	22.0~550	8,250	16,500			
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	617	67	617	6.0~46.0			9,255			
	Z4	Z4	15~60	25	14.4	24.4	5,561	5,000	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	1,033	483	1,033	48.0~338	22.0~550	8,250	15,495			
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	617	67	617	6.0~46.0			9,255			
	Z3	Z3	15~60	25	13.3	20.0	5,006	4,500	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	1,033	483	1,033	48.0~338	22.0~550	8,250	15,495			
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	617	67	617	6.0~46.0			9,255			
	Z2	Z2	15~60	25	12.2	15.5	4,449	4,000	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	1,033	483	1,033	48.0~338	22.0~550	8,250	15,495			
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	617	67	617	6.0~46.0			9,255			
	P1	P1	15~60	20	13.5	13.5	3,801	3,500	1,000	500	1,000	50.0~350					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	983	483	983	48.0~338	20.0~500	7,500	14,745		3.75・7.5	3,000
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	567	67	567	6.0~46.0			8,505			
	C2	C2	15~60	20	11.1	22.8	3,583	3,300	820	410	820	41.0~287					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	820	410	820	41.0~287	16.4~410	6,150	12,300		3.075・6.15	2,500
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	477	67	477	6.0~46.0			7,155			
	C1	C1	15~60	20	9.7	22.8	3,257	3,000	720	360	720	36.0~252					
			61~65	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)		3,000	720	360	720	36.0~252	14.4~360	5,400	10,800		2.7・5.4	2,500
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	427	67	427	6.0~46.0			6,405			
	D1	D1	15~60	15	10.6	30.0	2,809	2,650	600	300	600	30.0~210					
			61~65	一時金	2,650万円(年金受取も可能です)		2,650	600	300	600	30.0~210	12.0~300	4,500	9,000		2.25・4.5	2,000
			66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	367	67	367	6.0~46.0			5,505			
I1	I1	15~60	15	8.4	23.3	2,226	2,100	480	240	480	24.0~168						
		61~65	一時金	2,100万円(年金受取も可能です)		2,100	480	240	480	24.0~168	9.6~240	3,600	7,200		1.8・3.6	1,500	
		66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	307	67	307	6.0~46.0			4,605				
K1	K1	15~60	15	6.3	15.2	1,601	1,510	360	180	360	18.0~126						
		61~65	一時金	1,510万円(年金受取も可能です)		1,510	360	180	360	18.0~126	7.2~180	2,700	5,400		1.35・2.7	1,500	
		66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	247	67	247	6.0~46.0			3,705				
L1	L1	15~60	10	6.2	15.5	1,055	1,020	240	120	240	12.0~84.0						
		61~65	一時金	1,020万円(年金受取も可能です)		1,020	240	120	240	12.0~84.0	4.8~120	1,800	3,600		0.9・1.8	1,000	
		66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	187	67	187	6.0~46.0			2,805				
M1	M1	15~60	7	4.3	15.3	581	570	120	60	120	6.0~42.0						
		61~65	一時金	570万円(年金受取も可能です)		570	120	60	120	6.0~42.0	2.4~60	900	1,800		0.45・0.9	500	
		66~69	一時金	500万円(年金受取も可能です)		500	120	60	120	6.0~42.0			1,800				

[注1]・[注2]・[注3]・[注4]・[注5]の詳細はP14をご参照ください。

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
単病完服支コース
長期療養費収入
補償コース
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
ご請求について
注釈・お問い合わせ
ポルタのMY

きずなコース一覧

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます!
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

月払のみコース

コース	生命保険部分	損害保険部分	保険年齢	一般の死亡または高度障害の場合			不慮の事故 ^[注5] による上乗せ保障									
				受取期間	年金受取平均月額	年金受取総額	合計死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡の場合	特定感染症による死亡の場合	高度障害障害給付金(給付割合表第1級) + 後遺障害保険金	身体障害の場合(程度により)		入院の場合		手術をした場合	通院の場合
								災害保険金 + 死亡・後遺障害保険金			生命保険部分障害給付金(給付割合表第2級~第6級)	損害保険部分	4日以内の入院の場合	5日以上入院の場合(1日目から)(120日限度)		
本 人	A	A	15~60歳	30年	約19.0万円	約6,840万円	6,000万円	1,100万円	550万円	1,100万円	55.0~385万円					
			61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	1,050	500	1,050	50.0~350	22.0~550	8,250	15,750			
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	633	83	633	8.0~58.0						
	G	G	15~60歳	25	18.5	5,562	5,000	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	1,050	500	1,050	50.0~350	22.0~550	8,250	15,750			
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	633	83	633	8.0~58.0						
	R	R	15~60歳	25	16.6	5,006	4,500	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	1,050	500	1,050	50.0~350	22.0~550	8,250	15,750			
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	633	83	633	8.0~58.0						
	Y	Y	15~60歳	25	14.8	4,450	4,000	1,100	550	1,100	55.0~385					
			61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	1,050	500	1,050	50.0~350	22.0~550	8,250	15,750			
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	633	83	633	8.0~58.0						
	P	P	15~60歳	20	13.5	3,258	3,000	1,000	500	1,000	50.0~350					
			61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	1,000	500	1,000	50.0~350	20.0~500	7,500	15,000	3.75・7.5	3,000	
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	583	83	583	8.0~58.0						
	V	V	15~60歳	20	11.1	2,671	2,460	820	410	820	41.0~287					
			61~65歳	一時金	2,460万円(年金受取も可能です)	2,460	820	410	820	41.0~287	16.4~410	6,150	12,300	3.075・6.15	2,500	
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	493	83	493	8.0~58.0						
	D	D	15~60歳	15	10.6	1,908	1,800	600	300	600	30.0~210					
			61~65歳	一時金	1,800万円(年金受取も可能です)	1,800	600	300	600	30.0~210	12.0~300	4,500	9,000	2.25・4.5	2,000	
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	383	83	383	8.0~58.0						
	I	I	15~60歳	15	8.4	1,527	1,440	480	240	480	24.0~168					
			61~65歳	一時金	1,440万円(年金受取も可能です)	1,440	480	240	480	24.0~168	9.6~240	3,600	7,200	1.8・3.6	1,500	
			66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	323	83	323	8.0~58.0						
K	K	15~60歳	15	6.3	1,145	1,080	360	180	360	18.0~126						
		61~65歳	一時金	1,080万円(年金受取も可能です)	1,080	360	180	360	18.0~126	7.2~180	2,700	5,400	1.35・2.7	1,500		
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	263	83	263	8.0~58.0							
L	L	15~60歳	10	6.2	745	720	240	120	240	12.0~84.0						
		61~65歳	一時金	720万円(年金受取も可能です)	720	240	120	240	12.0~84.0	4.8~120	1,800	3,600	0.9・1.8	1,000		
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	203	83	203	8.0~58.0							
X	X	15~65歳	10	4.3	517	500	166	83	166	8.0~58.0						
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	166	83	166	8.0~58.0	3.32~83	1,245	2,490	0.6225・1.245	700		
M	M	15~65歳	7	4.3	367	360	120	60	120	6.0~42.0						
		66~69歳	一時金	360万円(年金受取も可能です)	360	120	60	120	6.0~42.0	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500		
S	S	S	15~69歳	一時金	100万円	100	67	17	67	1.0~11.0						

[注1]・[注2]・[注3]・[注4]・[注5]の詳細はP14をご参照ください。

きずなコース一覧

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます!
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

配偶者コース

生命保険部分コース	損害保険部分コース	一般の死亡又は高度障害の場合					不慮の事故[注5]による上乗せ保障							
		受取期間	年金受取平均月額	年金受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金 (一時金受取の場合)	死亡 災害保険金 + 死亡・後遺障害 保険金	特定感染症 による死亡 災害保険金	高度障害 障害給付金 (給付割合表 第1級) + 後遺障害保険金	身体障害の場合(程度により) 生命保険部分 障害給付金 (給付割合表 第2級~第6級)	損害保険部分 後遺障害保険金	入院の場合 4日以内の 入院の場合 入院保険金	5日以上の 入院の場合 (1日目から (120日限度) 入院給付金 + 入院保険金	手術をした場合 (1日目から 支給対象 となる手術 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)
NEW	25	20	11.3	2,715	2,500	537	417	537	41.0~291	4.8~120	1,800	8,055	0.9・1.8	1,000
	15	10	12.9	1,552	1,500	370	250	370	25.0~175	4.8~120	1,800	5,550	0.9・1.8	1,000
	72	5	12.1	727	720	240	120	240	12.0~84	4.8~120	1,800	3,600	0.9・1.8	1,000
	X5	5	8.4	505	500	166	83	166	8.0~58	3.32~83	1,245	2,490	0.6225・1.245	700
	36	3	10.0	360	360	120	60	120	6.0~42	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500
	100		一時金	100万円		67	17	67	1.0~11	2.0~50	750	1,005	0.375・0.75	500

子どもコース

生命保険部分コース	損害保険部分コース	年齢	不慮の事故[注5]による上乗せ保障									
			一般の死亡 又は高度障害 の場合 死亡・高度障害 保険金	死亡 災害保険金 + 死亡・後遺障害 保険金	特定感染症 による死亡 災害保険金	高度障害 障害給付金 (給付割合表第1級) + 後遺障害保険金	身体障害の場合(程度により) 生命保険部分 障害給付金 (給付割合表 第2級~第6級)	損害保険部分 後遺障害保険金	入院の場合 4日以内の 入院の場合 入院保険金	5日以上の 入院の場合 (1日目から (120日限度) 入院給付金 + 入院保険金	手術をした場合 (1日目から 支給対象 となる手術 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)
	40	3~22歳	400	160	80	160	8.0~56	3.2~80	1,200	2,400	0.6・1.2	650
	30	(H15.1.2 ~R5.1.1)	300	120	60	120	6.0~42	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500
	10		100	70	20	70	2.0~14	2.0~50	750	1,050	0.375・0.75	500

ご注意

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下の年金原資月払部分(保険金額)でお申込みください。
- ボーナス給付のみの加入はできません。
- きずな(損害保険部分)のみの加入はできません。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- いずれか一種類を選んでください。
- 配偶者、子ども特約、災害保障特約及び子ども災害保障特約の掛金は月払のみです。
- 生命保険部分の死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 損害保険部分の死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に指定を希望する場合は団体窓口へお申し出ください。
- ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は6月のボーナスより)
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- きずなは年齢により保険金額が自動的に減額することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額以下となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。※記載の各コースはきずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)をセットしたものです。※きずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。※それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレット15~18、22~26、69~76ページをご参照ください。※損害保険部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更など

[注1] 保険金額は、生命保険部分の災害保険金もしくは障害給付金と損害保険部分の合計額で、それぞれお支払の対象は異なります。

なお、生命保険部分は、高度障害状態(給付割合100%)、損害保険部分は、死亡・後遺障害保険金(100%)となります。

[注2] 生命保険部分の障害給付金と損害保険部分の後遺障害保険金では、それぞれのお支払の対象と程度による給付割合は異なります。

[注3] [注4] 入院保険金(損害保険部分)と入院給付金(生命保険部分)は、それぞれお支払の対象は異なります。

[注5] 損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。

※生命保険部分と損害保険部分の保障内容の内訳及び掛金の内訳については69~76ページの別表をご覧ください。

※月払・ボーナス給付部分の年金原資(死亡・高度障害保険金)については69~72ページをご覧ください。

きずな掛金

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます!
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

ボーナス併用コース掛金

新規加入の方は以下のコースをお申込みください。

		掛金 (生命保険部分・損害保険部分合計)																															
部分コース	部分コース	15歳~35歳				36歳~40歳				41歳~45歳				46歳~50歳		51歳~55歳				56歳~60歳		61歳~65歳		66歳~69歳									
		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性	女性	男性		女性		男性	女性	男性		女性		男性		女性					
		月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払				
本	A1	5,345	6,705	4,130	4,320	6,290	8,550	5,660	7,320	7,865	11,640	6,425	8,820	10,655	17,115	8,540	12,960	15,335	26,280	11,285	18,345	22,400	40,125	14,390	24,435	22,502	4,192	12,758	2,217	5,437	6,227	3,241	2,999
	Z4	4,889	4,917	3,836	3,168	5,708	6,270	5,162	5,368	7,073	8,536	5,825	6,468	9,491	12,551	7,658	9,504	13,547	19,272	10,037	13,453	19,670	29,425	12,728	17,919	22,502	4,192	12,758	2,217	5,437	6,227	3,241	2,999
	Z3	4,661	4,023	3,689	2,592	5,417	5,130	4,913	4,392	6,677	6,984	5,525	5,292	8,909	10,269	7,217	7,776	12,653	15,768	9,413	11,007	18,305	24,075	11,897	14,661	22,502	4,192	12,758	2,217	5,437	6,227	3,241	2,999
	Z2	4,433	3,129	3,542	2,016	5,126	3,990	4,664	3,416	6,281	5,432	5,225	4,116	8,327	7,987	6,776	6,048	11,759	12,264	8,789	8,561	16,940	18,725	11,066	11,403	22,502	4,192	12,758	2,217	5,437	6,227	3,241	2,999
	P1	4,070	2,235	3,260	1,440	4,700	2,850	4,280	2,440	5,750	3,880	4,790	2,940	7,610	5,705	6,200	4,320	10,730	8,760	8,030	6,115	15,440	13,375	10,100	8,145	22,442	4,192	12,698	2,217	5,377	6,227	3,181	2,999
	C2	3,335	3,755	2,670	2,419	3,851	4,788	3,507	4,099	4,712	6,518	3,925	4,939	6,237	9,584	5,081	7,258	8,796	14,717	6,582	10,273	12,658	22,470	8,279	13,684	19,005	22,637	10,739	11,972	5,187	6,227	2,991	2,999
	C1	2,972	3,755	2,388	2,419	3,425	4,788	3,123	4,099	4,181	6,518	3,490	4,939	5,520	9,584	4,505	7,258	7,767	14,717	5,823	10,273	11,158	22,470	7,313	13,684	16,731	35,213	9,473	18,623	5,127	6,227	2,931	2,999
	D1	2,468	3,800	1,982	2,448	2,846	4,845	2,594	4,148	3,476	6,596	2,900	4,998	4,592	9,699	3,746	7,344	6,464	14,892	4,844	10,396	9,290	22,738	6,086	13,847	13,934	35,632	7,886	18,845	4,987	6,227	2,791	2,999
	I1	1,964	2,950	1,576	1,901	2,267	3,762	2,065	3,221	2,771	5,122	2,310	3,881	3,664	7,531	2,987	5,702	5,161	11,563	3,865	8,072	7,422	17,655	4,859	10,751	11,137	27,667	6,299	14,632	4,847	6,227	2,651	2,999
	K1	1,521	1,922	1,229	1,238	1,748	2,451	1,596	2,098	2,126	3,337	1,780	2,528	2,795	4,906	2,288	3,715	3,918	7,534	2,946	5,259	5,614	11,503	3,692	7,005	8,400	18,026	4,772	9,533	4,767	6,227	2,571	2,999
L1	1,027	1,341	833	864	1,178	1,710	1,078	1,464	1,430	2,328	1,200	1,764	1,877	3,423	1,538	2,592	2,626	5,256	1,978	3,669	3,756	8,025	2,474	4,887	5,614	12,576	3,194	6,651	4,637	6,227	2,441	2,999	
M1	504	939	406	605	579	1,197	529	1,025	705	1,630	590	1,235	928	2,396	759	1,814	1,303	3,679	979	2,568	1,868	5,618	1,227	3,421	2,797	8,803	1,587	4,656	4,042	8,718	2,066	4,199	

月払のみコース掛金

		掛金 (生命保険部分・損害保険部分合計)															
部分コース	部分コース	15歳~35歳		36歳~40歳		41歳~45歳		46歳~50歳		51歳~55歳		56歳~60歳		61歳~65歳		66歳~69歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本	A	6,485	4,865	7,745	6,905	9,845	7,925	13,565	10,745	19,805	14,405	29,225	18,545	23,240	13,160	6,520	3,775
	G	5,725	4,375	6,775	6,075	8,525	6,925	11,625	9,275	16,825	12,325	24,675	15,775	23,240	13,160	6,520	3,775
	R	5,345	4,130	6,290	5,660	7,865	6,425	10,655	8,540	15,335	11,285	22,400	14,390	23,240	13,160	6,520	3,775
	Y	4,965	3,885	5,805	5,245	7,205	5,925	9,685	7,805	13,845	10,245	20,125	13,005	23,240	13,160	6,520	3,775
	P	4,070	3,260	4,700	4,280	5,750	4,790	7,610	6,200	10,730	8,030	15,440	10,100	23,180	13,100	6,460	3,715
	V	3,335	2,670	3,851	3,507	4,712	3,925	6,237	5,081	8,796	6,582	12,658	8,279	19,005	10,739	6,270	3,525
	D	2,468	1,982	2,846	2,594	3,476	2,900	4,592	3,746	6,464	4,844	9,290	6,086	13,934	7,886	6,070	3,325
	I	1,964	1,576	2,267	2,065	2,771	2,310	3,664	2,987	5,161	3,865	7,422	4,859	11,137	6,299	5,930	3,185
	K	1,521	1,229	1,748	1,596	2,126	1,780	2,795	2,288	3,918	2,946	5,614	3,692	8,400	4,772	5,850	3,105
	L	1,027	833	1,178	1,078	1,430	1,200	1,877	1,538	2,626	1,978	3,756	2,474	5,614	3,194	5,720	2,975
人	X	705	570	810	740	985	825	1,295	1,060	1,815	1,365	2,600	1,710	3,890	2,210	5,620	2,875
	M	504	406	579	529	705	590	928	759	1,303	979	1,868	1,227	2,797	1,587	4,042	2,066
	S	232	205	253	239	288	256	350	303	454	364	611	433	869	533	1,215	666

▲ きずな(損害保険部分)ご注意点

- お支払いの対象は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に限りです。
- ケガ(急激かつ偶然な外来の事故)が起こった場合は、すみやかに所属担当者へお申し出いただき、事故の発生の日を含めて30日以内に「事故連絡票」をご提出ください。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
重病完服支コース
補長期療養費収入
団体傷害補償制度
入院医療費支制度
積立年金
(退職後)
ご請求について
注釈・約款概要
ポイントについて

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます!
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が増えるコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

配偶者コース月額掛金

		掛金(生命保険部分・損害保険部分合計)																	
コース	生命保険部分	損害保険部分	18歳~35歳		36歳~40歳		41歳~45歳		46歳~50歳		51歳~55歳		56歳~60歳		61歳~65歳		66歳~69歳		
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
配偶者	NEW	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2,500	25	2,826	2,151	3,351	3,001	4,226	3,426	5,776	4,601	8,376	6,126	12,301	7,851	18,751	10,351	27,401	13,676	
	1,500	15	1,815	1,410	2,130	1,920	2,655	2,175	3,585	2,880	5,145	3,795	7,500	4,830	11,370	6,330	16,560	8,325	
	720	72	1,027	833	1,178	1,078	1,430	1,200	1,877	1,538	2,626	1,978	3,756	2,474	5,614	3,194	8,105	4,152	
	500	X5	705	570	810	740	985	825	1,295	1,060	1,815	1,365	2,600	1,710	3,890	2,210	5,620	2,875	
	360	36	504	406	579	529	705	590	928	759	1,303	979	1,868	1,227	2,797	1,587	4,042	2,066	
		100	10	232	205	253	239	288	256	350	303	454	364	611	433	869	533	1,215	666

子どもコース月額掛金

	生命保険部分コース	損害保険部分コース	月額掛金(一律)
子ども	万円		円
	400	40	590
	300	30	440
	100	10	230

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※記載の掛金は総保険金額1,000億円以上の場合です。
※上記はきずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)をセットしたものです。
※きずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
※それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレット15~18、22~26、69~76ページをご参照ください。
※記載の掛金は損害保険部分の掛金も含まれています。
※損害保険部分の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
※損害保険部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

ご注意

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下の年金原資月払部分(保険金額)でお申込みください。
- ボーナス給付のみの加入はできません。
- きずな(損害保険部分)のみの加入はできません。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- いずれか一種類を選んでください。
- 子どもの保険金は一時金受取のみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 配偶者、子ども特約、災害保障特約及び子ども災害保障特約の掛金は月払のみです。
- 生命保険部分の死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 損害保険部分の死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に指定を希望する場合は団体窓口へお申し出ください。
- ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は6月のボーナスより)
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

「きずな」豆知識

全てのコースに、ケガによる通院(1日目から)がセットされています。ケガ(急激かつ偶然な外来の事故)が起こった場合は、すみやかに所属担当者へお申し出いただき、事故の発生日を含めて30日以内に事故連絡票をご提出ください。
(正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。)



5 きずなプラス

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

きずなプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長 きずなとセットでご加入ください！

Point 1

きずなとあわせて加入することで

保障範囲が拡大

きずなのお支払事由に該当しない場合でも、障害年金1級・2級に該当した場合、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金をお支払いします。
※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

Point 2

きずなとセットで加入することで

死亡・高度障害保険金

合計7,500万円まで

準備可能

Point 3

配当金の還付

きずなと同様、1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。

きずなプラスコース一覧・掛金

【加入対象区分：本人・配偶者】

コースと保障内容 (各コースの受取期間は一例となります)

<本人>

コース	保険年齢	死亡・高度障害のとき 【死亡保険金】 【高度障害保険金】 (年金原資)	障害状態 (障害年金1級)のとき 【障害保険金】 (年金原資)	障害状態 (障害年金1級、2級)のとき 【障害初期給付金】	年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)を年金受取する場合			
					年金受取 平均月額	受取期間	受取総額	
15	15～60歳	1,500万円	1,500万円	150万円	約25.2万円	5年	約1,515万円	
	61～64	500	500	50	8.4		5	505
	65～80							
13	15～60	1,300	1,300	130	21.8	5	1,313	
	61～64	500	500	50	8.4		5	505
	65～80							
10	15～60	1,000	1,000	100	16.8	5	1,010	
	61～64	500	500	50	8.4		5	505
	65～80							
7	15～60	700	700	70	11.7	5	707	
	61～64	500	500	50	8.4		5	505
	65～80							
5	15～64	500	500	50	8.4	5	505	
	65～80							
3	15～64	300	300	30	5.0	5	303	
	65～80							
1	15～64	100	100	10	1.6	5	101	
	65～80							

<配偶者>

コース	保険年齢	死亡・高度障害のとき 【死亡保険金】【高度障害保険金】 (年金原資)	年金受取 平均月額	受取期間	受取総額
□5	18～80歳	500万円	約8.4万円	5年	約505万円
3	18～80	300	5.0	5	303
1	18～80	100	1.6	5	101

月額掛金

<本人>

申込 コース	15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～64歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	円 1,350	円 975	円 1,755	円 1,560	円 2,325	円 1,815	円 3,330	円 2,550	円 5,055	円 3,570	円 7,665	円 4,740		
13	1,170	845	1,521	1,352	2,015	1,573	2,886	2,210	4,381	3,094	6,643	4,108		
10	900	650	1,170	1,040	1,550	1,210	2,220	1,700	3,370	2,380	5,110	3,160	3,885	2,110
7	630	455	819	728	1,085	847	1,554	1,190	2,359	1,666	3,577	2,212		
5	450	325	585	520	775	605	1,110	850	1,685	1,190	2,555	1,580		
3	270	195	351	312	465	363	666	510	1,011	714	1,533	948	2,331	1,266
1	90	65	117	104	155	121	222	170	337	238	511	316	777	422

申込 コース

申込 コース	65歳		66歳～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13												
10	3,580	1,900	5,310	2,565	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750
7												
5												
3	2,148	1,140	3,186	1,539	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850
1	716	380	1,062	513	1,391	680	1,540	758	1,711	850	1,910	950

申込 コース

申込 コース	75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13												
10	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
7												
5												
3	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
1	2,145	1,060	2,422	1,184	2,750	1,328	3,136	1,502	3,581	1,712	4,085	1,965

<配偶者>

申込コース	保険金額	18歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
□5	万円 500	円 395	円 260	円 500	円 430	円 675	円 515	円 985	円 750	円 1,505	円 1,055	円 2,290	円 1,400
3	300	237	156	300	258	405	309	591	450	903	633	1,374	840
1	100	79	52	100	86	135	103	197	150	301	211	458	280
申込コース	保険金額	61歳～65歳		66歳～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
□5	万円 500	円 3,580	円 1,900	円 5,310	円 2,565	円 6,955	円 3,400	円 7,700	円 3,790	円 8,555	円 4,250	円 9,550	円 4,750
3	300	2,148	1,140	3,186	1,539	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850
1	100	716	380	1,062	513	1,391	680	1,540	758	1,711	850	1,910	950
申込コース	保険金額	75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
□5	万円 500	円 10,725	円 5,300	円 12,110	円 5,920	円 13,750	円 6,640	円 15,680	円 7,510	円 17,905	円 8,560	円 20,425	円 9,825
3	300	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
1	100	2,145	1,060	2,422	1,184	2,750	1,328	3,136	1,502	3,581	1,712	4,085	1,965

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・左記掛金は総保険金額500億円以上1,000億円未満の場合の掛金です。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・きずなプラスは年齢により保険金額が自動的に減額することがあります。
- ・いずれか一種類を選んでください。

きずな(生命保険部分)・きずなプラス

保 険 期 間	1年間(令和7年7月1日～令和8年6月30日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。(ボーナス部分については半年単位の契約応当日前日まで)
掛 金	〈月額給付部分〉毎月の給与から控除します。(初回は令和7年7月分給与より) 〈ボーナス給付部分〉年2回(6月・12月)のボーナスから控除します。(初回は令和7年6月分ボーナスより)
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 ※ただし、掛金は毎年の更新の都度算出されますので、変更される場合があります。
継続加入の取扱い	一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。 ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
配 当 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(年度途中で脱退された場合を除く) 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
保 険 金 の お 支 払 い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 〈きずな〉 災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。 また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。 なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 〔入院〕とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(※)対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <p>分類項目(基本分類コード) コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)</p> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。 (1)一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3)指定感染症</p> <p>〈きずなプラス〉 障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(*)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。 ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。 ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。 ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に運動した給付を行います。 ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(次ページへ)

きずな（生命保険部分）・きずなプラス																					
保 険 金 の お 支 払 い (続 き)	<p>①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合 ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合 ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合</p> <p>〈きずな・きずなプラス〉 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>〈きずな〉 給 付 割 合 表 (災害保障特約の災害保険金に対して)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>身 体 障 害 の 程 度</th> <th>給付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2級</td> <td>8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・入院給付金については、入院中に災害保険金額の変更があった場合には、※第1級は高度障害条項(7項目)です。各日の現在の災害保険金額のお支払とします。</p>	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	等級	身 体 障 害 の 程 度	給付割合	第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%	第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%	第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	30%	第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%	第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
	等級	身 体 障 害 の 程 度	給付割合																		
	第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%																		
	第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%																		
	第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	30%																		
	第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%																		
	第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%																		
	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>〈きずな〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>〈きずなプラス〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 																				
	<p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>																				
年 金 払 特 約 こ と し ば い	<p>年金の種類と型</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(確定年金です。) ●基本年金額は定額型または単利逓増型(1~7%)のいずれか選択できます。 																				
	<p>配 当 金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 																				
	<p>年 金 受 取 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 																				
	<p>年金のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 																				
	<p>年金払の対象となる保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金・障害保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 																				
<p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性が有ります。</p>																					
<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>※この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。</p>																					
<p>【生命保険部分】 引 受 保 険 会 社 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社</p>																					

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

きずな（生命保険部分）・きずなプラス		
保 険 金 の お 支 払 い (続 き)	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>〈きずな〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>〈きずなプラス〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 	
	<p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>	
	年 金 払 特 約 こ と し ば い	<p>年金の種類と型</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(確定年金です。) ●基本年金額は定額型または単利逓増型(1~7%)のいずれか選択できます。
		<p>配 当 金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
		<p>年 金 受 取 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
		<p>年金のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
		<p>年金払の対象となる保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金・障害保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
	<p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性が有ります。</p>	
	<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>※この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。</p>	
	<p>【生命保険部分】 引 受 保 険 会 社 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社</p>	

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

きずな(損害保険部分)	
保 険 期 間	1年間(令和7年7月1日~令和8年6月30日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの補償となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛 金	毎月の給与から控除します。(初回は令和7年7月分給与より)
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 ※ただし、掛金は毎年の更新の都度算出されますので、変更される場合があります。
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示のない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死 亡	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後 遺 障 害	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入 院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ
手 術	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通 院	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度

保 険 金 の お 支 払 い

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- 保険金のお支払いは、保険期間中(令和7年7月1日~令和8年6月30日)に生じた事故による傷害を原因とする場合に限り、ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。

※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)

- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。それ以外の保険金受取人は被保険者本人となります。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

きずな(損害保険部分)	
保 険 金 を お 支 払 い 主 な 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p>など (注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p>
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
代理請求制度について	ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。) ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

※このパンフレットは、損害保険部分の概要を説明しています。詳しくは取扱代理店または引受損害保険会社へご照会ください。
※損害保険部分の制度は、損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

【損害保険部分】 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社
取 扱 代 理 店 有限会社兵庫ライフサービス TEL : 078-265-6170
明治安田生命保険相互会社 TEL : 078-252-2270

6 総合医療保障コース

家族特約付短期入院特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】・医療保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療保障コースは、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

基本型（生命保険）

- 病気やケガで**継続して2日以上**入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 保険期間中に死亡したとき一律**10万円**

さらにセット型（損害保険）に加入すると

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、上乗せして保険金をお支払いします。
- 七大疾病**で入院した場合、入院日額の**倍額**を給付(入院初日から124日まで基本型の入院給付金と合算で倍額となります。)
- 手術の種類により手術基準日額の**10倍・20倍・40倍**を給付(七大疾病のときは倍額給付)
- 所定の要介護状態に該当した場合に、**介護保険金100万円**を給付(1回限度です)

給付例 入院給付（保険）金日額10,000円コースの場合

基本型 保険期間中に死亡したとき 一律10万円

入院	病気・ケガによる継続して2日以上入院 (基本型)	継続して2日以上 1日につき 10,000円 をお支払い (入院給付金日額×入院日数) 124日目
----	--------------------------	---

基本型+セット型に加入すると

入院	七大疾病で入院 (入院給付金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金) (基本型+セット型)	(基本型) 継続して2日以上 1日につき 10,000円 をお支払い (124日限度) (入院給付金日額×入院日数) (セット型) 1日につき 10,000円^{※1} を給付 (365日限度) (入院保険金日額×入院日数)	三大疾病は支払日数無制限
手術	七大疾病で所定の手術 (疾病手術保険金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金) (セット型)	手術の種類に応じて 20万円^{※2}・40万円^{※2}・80万円^{※2} を給付 (手術基準日額×20・40・80倍)	
手術	七大疾病以外の疾病・傷害による所定の手術 (疾病、傷害手術保険金) (セット型)	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円 を給付 (手術基準日額×10・20・40倍)	
介護	所定の要介護状態になったとき (介護保険金) (セット型)	介護保険金 100万円 (1回限度)	
死亡	死亡されたとき (基本型)	死亡保険金 10万円 をお支払い	

■さらに女性特約をセットした方には…

入院	女性疾病による入院 (女性疾病入院保険金) (セット型)	1日につき 10,000円 を上乗せ給付 (365日限度) (入院保険金日額×入院日数) 365日目
手術	女性疾病で所定の手術 (女性疾病手術保険金) (セット型)	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円 を上乗せ給付 (手術基準日額×10・20・40倍)
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき (女性疾病手術保険金) (セット型)	手術の種類に応じて 20万円・40万円 を給付 (手術基準日額×20・40倍)

七大疾病とは

三大疾病
 がん + 糖尿病
 急性心筋梗塞 + 肝臓病
 脳卒中 + 高血圧性疾患
 + 腎臓病

女性疾病とは

子宮筋腫
 子宮がん
 乳がん
 分娩の合併症 など

所定の形成術等とは

はんこん
 癬痕に対する植皮術
 はんこん
 癬痕形成術 (非観血手術を除く)
 足指の後天性変形に対する形成術 (非観血手術を除く)
 乳房切除術 (生検を除く)

さらに親介護特約に加入すると…

親介護	親が所定の要介護状態になったとき (親介護保険金)	100万円 (1回限度)
-----	------------------------------	------------------------

※1 125日目以降は(セット型)のみ10,000円の給付となります。

※2 疾病手術保険金と三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金を合算した金額です。

◎「三大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中」、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

◎「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

<基本型(生命保険部分)>

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

<セット型(損害保険部分)>

※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院について365日、通算して700日を限度とします。

※三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

※手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。

※介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

※介護保険金、親介護保険金は入院日額に関わらず全コース一律100万円です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

上記は医療保障保険と医療保険をセットしたものです。医療保障保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。

※それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレット29~36ページをご参照ください。

きずな
 きずなプラス
 総合医療保障コース
 重病亮服支コース
 補長期療養取入
 団体傷害補償制度
 入院医療費支制度
 積立年金
 (ま)ずなNEXT
 ご請求について
 注契約起概報
 ボミんなのMY

保障内容

【基本型】 加入対象区分：本人・配偶者・子ども (生命保険部分)

加入対象区分	入院給付金		死亡保険金
	病気・ケガで継続して2日以上入院のとき 1入院124日分、通算700日分限度		保険期間中に死亡したとき
本人・配偶者・子ども	日額	10,000円	一律 10万円
	日額	8,000円	
	日額	5,000円	
	日額	3,000円	

※本人・配偶者は10,000円、8,000円、5,000円、3,000円、子どもは5,000円、3,000円コースの中からお申込みください。

【セット型】 加入区分：本人・配偶者 (損害保険部分)

区分	入院保険金	手術保険金			介護保険金	
	七大疾病・女性疾病※1で入院したとき 1入院365日分、通算700日分限度 三大疾病による入院は支払日数無制限	七大疾病で所定の手術を受けたとき※2	七大疾病以外の疾病や傷害で所定の手術を受けたとき	女性疾病※で所定の手術を受けたとき	所定の要介護状態になったとき	
本人・配偶者	日額	10,000円	手術の種類に応じて 20・40・80万円	手術の種類に応じて 10・20・40万円	+10・+20・+40万円	一律 100万円 (一回限度)
	日額	8,000円	16・32・64万円	8・16・32万円	+8・+16・+32万円	
	日額	5,000円	10・20・40万円	5・10・20万円	+5・+10・+20万円	
	日額	3,000円	6・12・24万円	3・6・12万円	+3・+6・+12万円	

※1は女性特約をセットした場合

※2 疾病手術保険金と三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金を合算した金額です。

※【セット型】のみのご加入はできません。【基本型】と同日額にてご加入ください。

月額掛金

【基本型】

本人・配偶者	申込コース	15歳~20歳	21歳~25歳	26歳~30歳	31歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~69歳
	10,000円	2,163円	2,687円	3,037円	3,157円	3,211円	3,567円	4,186円	5,333円	6,926円	9,507円	13,440円
8,000円	1,737円	2,155円	2,435円	2,531円	2,575円	2,861円	3,358円	4,279円	5,560円	7,635円	10,798円	
5,000円	1,098円	1,357円	1,532円	1,592円	1,621円	1,802円	2,116円	2,698円	3,511円	4,827円	6,835円	
3,000円	672円	825円	930円	966円	985円	1,096円	1,288円	1,644円	2,145円	2,955円	4,193円	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※上記(基本型)の掛金は加入者が1,000名以上の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※配偶者の加入は18歳からとなります。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は掛金負担者(本人)です。

子ども	0歳~22歳	
	5,000円コース	一律 1,117円
	3,000円コース	一律 679円

※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

【基本型】 + 【セット型】

	申込コース	15歳	16歳~20歳	21歳~25歳	26歳~30歳	31歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~69歳
	10,000円(1コース)	2,963円(800)	3,043円(880)	3,597円(910)	4,057円(1,020)	4,227円(1,070)	4,301円(1,090)	4,717円(1,150)	5,546円(1,360)	7,513円(2,180)	10,156円(3,230)	14,327円(4,820)	20,240円(6,800)
女性特約付(1Aコース)	3,493円(1,330)	3,573円(1,410)	4,197円(1,510)	4,927円(1,890)	4,977円(1,820)	5,091円(1,880)	5,707円(2,140)	6,776円(2,590)	8,923円(3,590)	11,746円(4,820)	15,967円(6,460)	21,910円(8,470)	
8,000円(8コース)	2,387円(650)	2,437円(700)	2,885円(730)	3,245円(810)	3,381円(850)	3,445円(870)	3,781円(920)	4,458円(1,100)	6,059円(1,780)	8,160円(2,600)	11,545円(3,910)	16,348円(5,550)	
女性特約付(8Aコース)	2,817円(1,080)	2,867円(1,130)	3,365円(1,210)	3,945円(1,510)	3,981円(1,450)	4,085円(1,510)	4,571円(1,710)	5,448円(2,090)	7,189円(2,910)	9,440円(3,880)	12,865円(5,230)	17,688円(6,890)	
5,000円(5コース)	1,528円(430)	1,568円(470)	1,837円(480)	2,062円(530)	2,132円(540)	2,171円(550)	2,392円(590)	2,826円(710)	3,838円(1,140)	5,201円(1,690)	7,367円(2,540)	10,525円(3,690)	
女性特約付(5Aコース)	1,788円(690)	1,828円(730)	2,127円(770)	2,492円(960)	2,502円(910)	2,561円(940)	2,882円(1,080)	3,436円(1,320)	4,538円(1,840)	5,991円(2,480)	8,187円(3,360)	11,355円(4,520)	
3,000円(3コース)	932円(260)	952円(280)	1,115円(290)	1,260円(330)	1,296円(330)	1,335円(350)	1,466円(370)	1,728円(440)	2,344円(700)	3,205円(1,060)	4,585円(1,630)	6,633円(2,440)	
女性特約付(3Aコース)	1,092円(420)	1,112円(440)	1,295円(470)	1,520円(590)	1,516円(550)	1,575円(590)	1,766円(670)	2,098円(810)	2,764円(1,120)	3,685円(1,540)	5,075円(2,120)	7,133円(2,940)	

※上記は(基本型)と(セット型)をセットしたものです。

※()内はセット型(損害保険部分)の掛金です。

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※上記の損害保険部分の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※(基本型)と(セット型)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。

親介護特約 (損害保険部分)



親の年齢	30歳~45歳 昭和55.1.2~平成8.1.1	46歳~50歳 昭和50.1.2~昭和55.1.1	51歳~55歳 昭和45.1.2~昭和50.1.1	56歳~60歳 昭和40.1.2~昭和45.1.1	61歳~65歳 昭和35.1.2~昭和40.1.1	66歳~70歳 昭和30.1.2~昭和35.1.1	71歳~75歳 昭和25.1.2~昭和30.1.1	76歳~80歳 昭和20.1.2~昭和25.1.1
月額掛金(Eコース)	10円	30円	60円	130円	270円	560円	1,200円	2,550円

※親介護の掛金は親一人当たりの掛金です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高80歳まで)

総合医療保障コース(基本型)

保険期間	1年間(令和7年7月1日～令和8年6月30日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。										
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は令和7年7月分給与より)										
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。										
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。(申込書は「きずな」申込書と併用です) 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 ※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。										
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額(同コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。										
配当金	この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします(年度途中で脱退された場合を除く)ので実質的な負担は軽減されます。										
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×(入院日数)をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table>		給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数)をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
	給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数)をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度									
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額									
※ご注意…加入日(*) (令和7年7月1日)前に発病した病気(既往症)を原因とする入院は、給付金のお支払い対象となりません。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。											
お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。) <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 入院給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ②その被保険者の犯罪行為 ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦その被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 										

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給付金のお支払い	<入院について> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加入日(*)に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。 (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象なりません。
	<入院給付金> <ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は生命保険会社と締結した家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

【基本型】引受保険会社 明治安田生命保険相互会社

総合医療保障コース(セット型)

保 険 期 間	1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛 金	毎月の給与から控除します。（初回は令和7年7月分給与より）
税 法 上 の 取 扱 い	●保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害手術保険金・親介護保険金に対する部分の保険料は除きます。 ●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。（申込書は「きずな」申込書と併用です。）継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 ※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。
継 続 加 入 の 取 扱 い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
保 険 金 の お 支 払 い	●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。 ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません（注）。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。 ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。 ●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 お支払いの可否については、診断書等のご提出頂く書類にて判断されますので、お支払いの対象になるかどうか判らない場合でもご請求ください。 ●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。 ●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。 ●保険金受取人は被保険者本人になります。 ●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。 ●詳細は約款の規定によります。 お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（ https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/ ）をご覧ください。
保険金が支払われない場合	入院保険金、手術保険金をお支払いできない主な場合（三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。） ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 介護保険金をお支払いできない主な場合 ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など

保険金が支払われない場合（続き）

親介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の親の故意または重大な過失
- ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者の親が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

など

ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	10. 腎尿路の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
急性心筋梗塞	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
脳卒中	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	7. 乳房の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	8. 女性生殖器の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
------------	--------	---------------	-----------

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	4. 尿路結石症
	2. 腎尿細管間質性疾患	5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	3. 腎不全	7. 肝疾患
	6. ウイルス肝炎	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物
	3. 乳房の障害	5. 女性生殖器の非炎症性障害
乳房および女性生殖器の疾患	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	6. 女性生殖器の先天奇形
	7. 流産に終わった妊娠	11. 分娩の合併症
妊娠、分娩および産褥の合併症	8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害	12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く）
	9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	13. 主として産褥に関連する合併症
	10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	16. 子宮平滑筋腫	20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	17. 子宮のその他の良性新生物	21. 乳房の性状不詳または不明の新生物
	18. 卵巣の良性新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

はんこん 癒痕の原因となった傷害または疾病	1. 癒痕に対する植皮術 2. 癒痕形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合

②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 食事 (ロ) 排せつ (ハ) 入浴 (ニ) 衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 歩行 (ロ) 食事 (ハ) 排せつ (ニ) 入浴 (ホ) 衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 徘徊をする、または迷子になる。(ロ) 過食、拒食または異食をする。 (ハ) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。(ニ) 乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ) 興奮し騒ぎ立てる。(ヘ) 火の不始末をする。(ト) 物を盗む、またはむやみに物を集める。

お支払対象となる疾病等の定義（続き）

重大事由による解除について

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

代理請求制度について

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ (<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

**【セット型】 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社
取扱代理店 有限会社兵庫ライフサービス TEL：078-265-6170
明治安田生命保険相互会社 TEL：078-252-2270**

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
重病克服支コース
補長期療養費取入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
(ま)ずなNEXT
ご請求について
注契約の起情報要
ポイントについて

7

重病克服支援コース

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 付集团扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 特定疾病（悪性新生物（がん）※・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
※加入日前を含めてはじめて悪性新生物（がん）と診断確定された場合
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容等

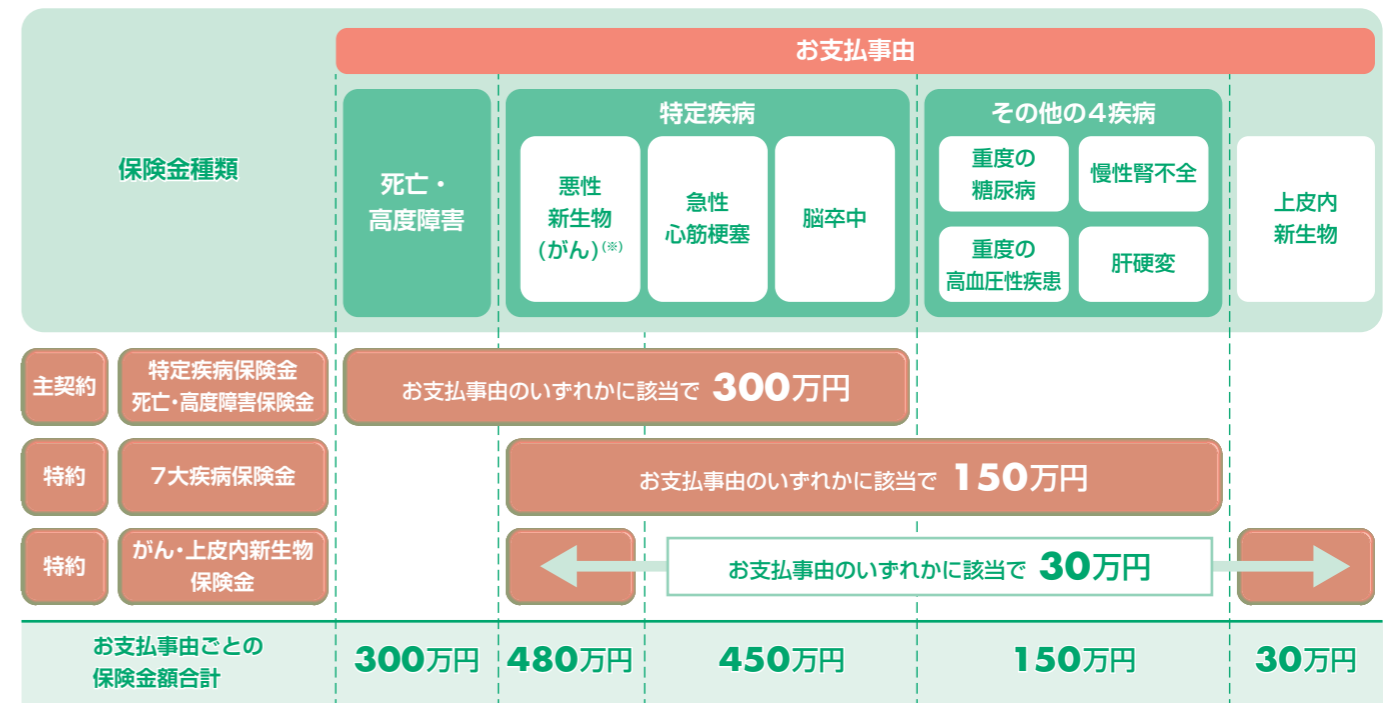
【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		100万円	300万円	500万円
主契約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金（※1）	100万円	300万円	500万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金（※1）			
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金（※2）	50万円	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金（※2）	10万円	30万円	50万円

- ⚠（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- （※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- （注）特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ〈お申込金額300万円の場合〉



（※）「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

悪性新生物（がん）・上皮内新生物に関する注意事項

⚠ 責任開始期（加入・増額日）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、責任開始期（加入・増額日）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。

◎保険金受取イメージ〈申込保険金額 主契約300万円の場合〉

〈年金形式でお支払いする場合〉



●年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

〈一時金でお支払いする場合〉



保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}	
特定 疾病 保険金 7 大 疾 病 保 険 金 ※13	●悪性新生物 (がん)	加入日(*)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内 新生物保険金	加入日(*)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
 - ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
 - ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 - ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
 - ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
 - ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
 - ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
 - ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、制限を要する状態をいいます。
 - ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
 - ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
 - ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
 - ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
 - ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

月額掛金 【加入対象区分：本人・配偶者】

・年齢・性別により異なります。

月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・300万円・500万円>

(単位：円)

男性												
本人・配偶者												
コース	100万円				300万円				500万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
年齢	100万円	50万円	10万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳	102	50	12	164	306	150	36	492	510	250	60	820
16~20歳	143	65	13	221	429	195	39	663	715	325	65	1,105
21~25歳	194	70	13	277	582	210	39	831	970	350	65	1,385
26~30歳	199	80	14	293	597	240	42	879	995	400	70	1,465
31~35歳	248	105	16	369	744	315	48	1,107	1,240	525	80	1,845
36~40歳	339	135	20	494	1,017	405	60	1,482	1,695	675	100	2,470
41~45歳	473	195	30	698	1,419	585	90	2,094	2,365	975	150	3,490
46~50歳	796	340	47	1,183	2,388	1,020	141	3,549	3,980	1,700	235	5,915
51~55歳	1,327	540	72	1,939	3,981	1,620	216	5,817	6,635	2,700	360	9,695
56~60歳	2,083	920	124	3,127	6,249	2,760	372	9,381	10,415	4,600	620	15,635
61~65歳	3,252	1,465	227	4,944	9,756	4,395	681	14,832	16,260	7,325	1,135	24,720
66~70歳	4,819	2,115	348	7,282	14,457	6,345	1,044	21,846	24,095	10,575	1,740	36,410
71歳	6,067	2,605	415	9,087	18,201	7,815	1,245	27,261	30,335	13,025	2,075	45,435
72歳	6,556	2,780	439	9,775	19,668	8,340	1,317	29,325	32,780	13,900	2,195	48,875
73歳	7,086	2,950	461	10,497	21,258	8,850	1,383	31,491	35,430	14,750	2,305	52,485
74歳	7,672	3,130	484	11,286	23,016	9,390	1,452	33,858	38,360	15,650	2,420	56,430
75歳	8,328	3,255	507	12,090	24,984	9,765	1,521	36,270	41,640	16,275	2,535	60,450
76歳	9,061	3,380	528	12,969	27,183	10,140	1,584	38,907	45,305	16,900	2,640	64,845
77歳	9,882	3,500	545	13,927	29,646	10,500	1,635	41,781	49,410	17,500	2,725	69,635
78歳	10,791	3,615	560	14,966	32,373	10,845	1,680	44,898	53,955	18,075	2,800	74,830
79歳	11,796	3,750	577	16,123	35,388	11,250	1,731	48,369	58,980	18,750	2,885	80,615

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の掛金のお払込みを免除し、掛金が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- ・この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。

(単位：円)

女性												
本人・配偶者												
コース	100万円				300万円				500万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
年齢	100万円	50万円	10万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳	97	55	12	164	291	165	36	492	485	275	60	820
16~20歳	118	65	15	198	354	195	45	594	590	325	75	990
21~25歳	143	75	25	243	429	225	75	729	715	375	125	1,215
26~30歳	184	100	32	316	552	300	96	948	920	500	160	1,580
31~35歳	266	145	45	456	798	435	135	1,368	1,330	725	225	2,280
36~40歳	395	220	61	676	1,185	660	183	2,028	1,975	1,100	305	3,380
41~45歳	581	365	80	1,026	1,743	1,095	240	3,078	2,905	1,825	400	5,130
46~50歳	735	475	100	1,310	2,205	1,425	300	3,930	3,675	2,375	500	6,550
51~55歳	964	605	103	1,672	2,892	1,815	309	5,016	4,820	3,025	515	8,360
56~60歳	1,190	805	119	2,114	3,570	2,415	357	6,342	5,950	4,025	595	10,570
61~65歳	1,693	955	161	2,809	5,079	2,865	483	8,427	8,465	4,775	805	14,045
66~70歳	2,239	1,275	181	3,695	6,717	3,825	543	11,085	11,195	6,375	905	18,475
71歳	2,781	1,450	198	4,429	8,343	4,350	594	13,287	13,905	7,250	990	22,145
72歳	3,055	1,505	205	4,765	9,165	4,515	615	14,295	15,275	7,525	1,025	23,825
73歳	3,357	1,565	212	5,134	10,071	4,695	636	15,402	16,785	7,825	1,060	25,670
74歳	3,672	1,620	219	5,511	11,016	4,860	657	16,533	18,360	8,100	1,095	27,555
75歳	4,001	1,710	227	5,938	12,003	5,130	681	17,814	20,005	8,550	1,135	29,690
76歳	4,340	1,810	233	6,383	13,020	5,430	699	19,149	21,700	9,050	1,165	31,915
77歳	4,702	1,915	241	6,858	14,106	5,745	723	20,574	23,510	9,575	1,205	34,290
78歳	5,106	2,040	248	7,394	15,318	6,120	744	22,182	25,530	10,200	1,240	36,970
79歳	5,563	2,165	256	7,984	16,689	6,495	768	23,952	27,815	10,825	1,280	39,920

- ・記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- ・新規加入、特約の新規付加は本人は令和7年4月1日現在満60歳までの方、配偶者は令和7年7月1日現在満65歳6ヵ月までです。
- ・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

保 険 期 間	1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で、以後毎年更新します。		
掛 金	毎月の給与から控除します。（初回は令和7年7月分給与より）		
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。（申込書は「きずな」申込書と併用です。）昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。 ※ただし掛金は年齢区分の変更により変更される場合があります。		
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。		
自 動 更 新 の 取 扱 い	保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が79歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保 険 金 の お 支 払 い	<p>●死亡・高度障害保険金</p> <p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>■お支払いできない場合について（解除・免責等）</p> <p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 		

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

リビング・ニース特約	<p>■リビング・ニース特約</p> <p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 <p>余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求め場合や担当医師に確認を求める場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。） <p>【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3)戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
代理請求特約【Y】について	<p>■代理請求特約【Y】について</p> <p>代理請求特約【Y】の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 <p>ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）</p> <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約【Y】を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせず、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約【Y】の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>

税務上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金：全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 (制度運営事務費は含みません。) ●死亡保険金：本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金：非課税です。 ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金：非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です) ●配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 ●年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 ●年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部。 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。
- *この保険には満期保険金はありません。
- *この保険には自動振替貸付制度はありません。
- *現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。
 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。
 【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】
 ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について
 ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について
 【お取扱できない事項の例】
 ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません
 ・保険期間の変更はできません
 ・掛金の払込方法の変更はできません
 約款規定については引受保険会社のホームページ
 (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。
 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社

8 長期療養収入補償コース

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】


意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。


制度の特長

病気やケガにより所定の就業障害が免責期間90日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします(注)。
 (注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

病気やケガで長期療養になった場合、一定期間(1年6ヵ月、結核性の病気については3年間)は公的給付が支給されますが…



その後、職場復帰(再就職)できなかつた場合、収入が大きく減少することがあります。



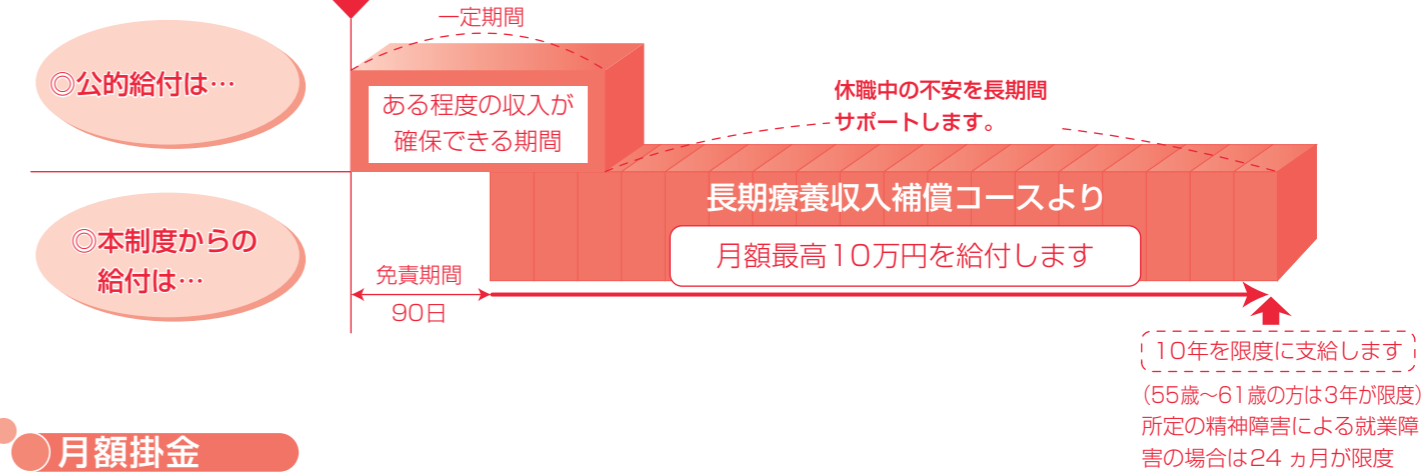
そこで、長期療養収入補償コースでは…

- 失われた所得に代わり、月額最高10万円を10年を限度に補償します。(55～61歳の方は3年限度)
- 所定の精神障害についても、補償の対象となります。(24ヵ月が限度)(統合失調症・強迫性障害(強迫神経症)・摂食障害・統合失調症型障害・妄想性障害など)
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害も補償の対象となります。

過去のお支払い状況による経験損害率の変更により掛金が変わる場合があります。

給付内容

あなたがもし病気やケガで90日を超えて勤務ができない期間が続いた場合



月額掛金

年齢(満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(Zコース)		
			男性	女性	
15～24歳	90日	10年	546円	325円	
25～29歳			579円	435円	
30～34歳			629円	589円	
35～39歳			847円	952円	
40～44歳			1,337円	1,658円	
45～49歳			2,199円	2,760円	
50～54歳			3,673円	4,367円	
55～59歳			2,615円	2,733円	
60～61歳			3年	4,721円	4,393円

- ※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ※補償対象期間は、契約年齢が55歳～61歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。
- ※年齢は令和7年7月1日現在の満年齢です。
- ※上記掛金は概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
- ※免責期間は90日です。
- ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- 【お取扱できない事項の例】 ●保険期間の変更 ●掛金の払込方法の変更 ●

さすな
 さすなプラス
 特定医療補償コース
 重病克服支援コース
 補長期療養収入
 団体傷害補償制度
 入院医療費支援制度
 積立年金
 (ま)すなNEXT
 (退)職(後)
 ご請求について
 注契約の起情報
 ほみんなMY

保 険 期 間	1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で、以後、毎年更新します。
掛 金	毎月の給料から控除します。（初回は令和7年7月分給与より）
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
継 続 加 入 関 する 取 扱 い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
保 険 金 の お 支 払 い	<p>1.保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。（注） （注）免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。</p> <p>2.就業障害が続いた場合、免責期間終了後（91日目）から、10年を限度として、保険金が支払われます。ただし、加入日（継続加入の場合は更新日）現在満55歳以上の方は、91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。</p> <p>●就業障害とは 就業障害とは、下記の状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 （イ）その身体障害の治療のため、入院していること （ロ）（イ）以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合 （ハ）（イ）（ロ）以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合 <p>●お支払いする保険金の額 補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。 また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>なお、所得喪失率は、 $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。 * 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。 ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 * 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>

保 険 金 の お 支 払 い (続 き)	<p>●免責・解除について 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください） ●脱退後に開始した就業障害 など</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。 この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99 例）統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など</p> </div> <p>●保険金のお支払いに関する注意 ●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。 ●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません（注）。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。 ●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。 ●保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。 ●保険金受取人は被保険者本人になります。 ●就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
代理請求制度について	ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

「**保険会社破綻時等の取扱いについて**」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。
保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)**をご覧ください。**
このパンフレットは商品の概要を説明していますので、給付の内容、その他詳細については、団体窓口または明治安田損害保険（株）へご照会ください。

引受損害保険会社 **明治安田損害保険株式会社**
取扱代理店 **有限会社兵庫ライフサービス** **TEL：078-265-6170**
 明治安田生命保険相互会社 **TEL：078-252-2270**

きずな
 きずなプラス
 特定医療保障コース
 重病克服支コース
 補長期療養収入
 団体傷害補償制度
 入院医療費支援制度
 積立年金
 （きずなNEXT後）
 ご請求について
 注 意 喚 起 概 要
 ボミルについて

9

団体傷害補償制度

天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】、
天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

団体傷害補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

本制度の特長

- 1.急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 2.日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。
- 3.日常生活での賠償事故を**5,000万円**まで補償。
- 4.入院・通院補償は**1日目**からお支払いします。

お支払いの対象となる主な事故

下記のような急激かつ偶然な外来の事故が対象となります。

傷害事故



交通事故によるケガ



階段から落ちてケガ



ゴルフ中にケガ



料理中にヤケド

その他、ドアにぶつかりケガ、足を滑らせてケガ、海で溺れて死亡、飛行機が墜落して死亡 など

熱中症



熱中症
(死亡保険金を除く)

食中毒



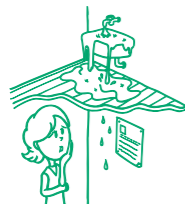
食中毒
(死亡保険金を除く)

POINT① 地震、噴火またはこれらによる津波による事故も補償対象になりました！

POINT② 兵庫県で制定された、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の、自転車損害賠償保険等の加入義務化に対応できます！

POINT③ 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故について、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士の選任を含みます)を行う、示談交渉サービスを受けることができます！

賠償事故



マンションの階下に
水漏れを出した
※階下の損害に限る



他人の家の
ガラスを壊した



自転車で他人に
ケガをさせた
※仕事上の事故を除く

その他、お店の高価な商品を誤って壊した、飼犬が他人にかみついた など

お支払いの対象とならない主な事故

<傷害> 次のような事故が原因でケガまたは死亡した場合は保険金をお支払いできません。

- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの
- 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- 妊娠、出産、早産、流産による傷害
- 脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- 自殺行為、闘争行為による傷害

<賠償> 次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 仕事上の事故
- 他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合
- 同居の親族に対する賠償責任
- 心神喪失が原因で発生した賠償責任
- 船舶や自動車などの所有、使用、または管理に起因する事故

補償内容・月額掛金

(注)同居家族とは、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、傷害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます！
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

①家族補償タイプ（家族型）

●本人・配偶者・同居家族 タイプ（全員型）

		Aコース	Bコース	Cコース
本人	死亡保険金	350万円	500万円	590万円
	後遺障害保険金（程度により）	14~350万円	20~500万円	23.6~590万円
	入院保険金（1日につき）	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金（状況により）	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金（1日につき）	1,800円	2,700円	3,600円
配偶者	死亡保険金	100万円	170万円	200万円
	後遺障害保険金（程度により）	4~100万円	6.8~170万円	8~200万円
	入院保険金（1日につき）	1,950円	3,200円	4,600円
	手術保険金（状況により）	0.975・1.95万円	1.6・3.2万円	2.3・4.6万円
同居家族（注）	通院保険金（1日につき）	1,300円	1,900円	2,600円
	死亡保険金	80万円	150万円	190万円
	後遺障害保険金（程度により）	3.2~80万円	6~150万円	7.6~190万円
	入院保険金（1日につき）	1,650円	2,400円	3,500円
	手術保険金（状況により）	0.825・1.65万円	1.2・2.4万円	1.75・3.5万円
	通院保険金（1日につき）	1,070円	1,580円	2,200円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	月額掛金	1,950円	2,910円	3,880円

●本人・同居家族 タイプ（配偶者補償対象外型）

		Dコース	Eコース	Fコース
本人	死亡保険金	350万円	530万円	640万円
	後遺障害保険金（程度により）	14~350万円	21.2~530万円	25.6~640万円
	入院保険金（1日につき）	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金（状況により）	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金（1日につき）	1,800円	2,700円	3,600円
同居家族（注）	死亡保険金	80万円	160万円	190万円
	後遺障害保険金（程度により）	3.2~80万円	6.4~160万円	7.6~190万円
	入院保険金（1日につき）	1,650円	2,400円	3,500円
	手術保険金（状況により）	0.825・1.65万円	1.2・2.4万円	1.75・3.5万円
	通院保険金（1日につき）	1,070円	1,580円	2,200円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	月額掛金	1,550円	2,340円	3,080円

きずな
きずなプラス
特選医療補償コース
重病完服支コース
長期療養費取入
補償コース1
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
(退)なNEXT
ご請求について
注契約起請報要
ポータルについて

きずな(損害保険部分)および団体傷害補償制度に天災補償特約がセットされます！
「地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害」が補償対象に加わります。
掛金が上昇するコースがあるため、加入者は必ず個人あてご案内資料をご確認ください。

●**本人・配偶者 タイプ (夫婦型)**

		Gコース	Hコース	Iコース
本人	死亡保険金	340万円	500万円	550万円
	後遺障害保険金(程度により)	13.6~340万円	20~500万円	22~550万円
	入院保険金(1日につき)	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金(状況により)	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金(1日につき)	1,800円	2,700円	3,600円
配偶者	死亡保険金	100万円	150万円	160万円
	後遺障害保険金(程度により)	4~100万円	6~150万円	6.4~160万円
	入院保険金(1日につき)	1,950円	3,200円	4,600円
	手術保険金(状況により)	0.975・1.95万円	1.6・3.2万円	2.3・4.6万円
	通院保険金(1日につき)	1,300円	1,900円	2,600円
賠償責任保険金		5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額掛金		1,320円	1,940円	2,480円

(注)同居家族とは、本人またはその配偶者の同居の親族(本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族)や本人またはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。

②**個人補償タイプ (個人型)**

	Xコース	Yコース	Zコース	Sコース
死亡保険金	280万円	430万円	570万円	860万円
後遺障害保険金(程度により)	11.2~280万円	17.2~430万円	22.8~570万円	34.4~860万円
入院保険金(1日につき)	4,200円	6,300円	8,500円	12,900円
手術保険金(状況により)	2.1・4.2万円	3.15・6.3万円	4.25・8.5万円	6.45・12.9万円
通院保険金(1日につき)	2,500円	4,000円	5,400円	8,100円
賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額掛金	1,040円	1,600円	2,130円	3,200円

※いずれか1種類を選んでください。

※賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※上記掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱できない事項があります。

【お取扱できない事項の例】

●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額、家族補償タイプ契約の型の変更等)

●保険期間の変更

●掛金の払込方法の変更 など

ただし、家族補償タイプに加入の場合、家族構成の変動により補償対象者が減少した場合は掛金が変わることがありますので、団体窓口にお申し出ください。

補償対象者	<p>①家族補償タイプ 組合員本人および配偶者、組合員本人またはその配偶者の同居の親族、組合員本人またはその配偶者の別居の未婚の子。なお続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p> <p>②個人補償タイプ 組合員本人、配偶者、子ども ※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。</p>																							
保険期間	1年間(令和7年7月1日~令和8年6月30日)で、以後、毎年更新します。																							
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は令和7年7月分給与より)																							
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。(申込書は「きずな」申込書と併用です) 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。																							
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。																							
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。																							
事故時の保険金のお支払い内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>保険金をお支払いする場合</th> <th>お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷害共通</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</td> <td>死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合</td> <td>後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度</td> </tr> <tr> <td>入院保険金</td> <td>傷害により、入院した場合</td> <td>入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度</td> <td>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>通院保険金</td> <td>傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合</td> <td>通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額	後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度	入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ	手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額	通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	<p>(注1) 賠償責任保険金 次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故</p>	<p>被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度)(注2) ※国内示談交渉サービス付(注3)</p>
	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金																					
	傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの																						
	死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額																					
	後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度																					
	入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ																					
	手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額																					
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度																						
<p>※「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。</p> <p>※以下の職業または職務に該当する方が、その職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては保険金を支払いません。</p>																								
<p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>																								

<p>事故時の保険金のお支払い内容 (続き)</p>	<p>※保険金のお支払いは、保険期間中（令和7年7月1日～令和8年6月30日）に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りま。</p> <p>※入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>※対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。</p> <p>※医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>※被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。</p> <p>※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りま。） 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りま。）</p> <p>※既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>※手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・拔牙手術はお支払対象になりません。</p> <p>※死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。それ以外の保険金受取人は被保険者本人となります。</p> <p>※死亡保険金のお支払いにあたり、年額掛金の払込みが完了していない場合には、未払込掛金の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>（注1）賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>（注2）他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p> <p>（注3）日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>◎傷害事故（ケガ）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 など <p>◎賠償責任事故の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕事上の事故 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震、噴火またはこれらによる津波による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合 ●心神喪失が原因で発生した賠償責任 など <p>（注）告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p>
<p>重大事由による解除について</p>	<p>保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>

<p>代理請求制度について</p>	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限りま。）</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限りま。）または上記②以外の3親等内の親族※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>
-------------------	---

- 事故が発生したときは、事故の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- このパンフレットでは商品の概要を説明しています。給付の内容その他詳細については、団体窓口もしくは明治安田損害保険（株）までご照会ください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約・家族傷害保険契約に基づき運営します。
保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

引受損害保険会社：明治安田損害保険株式会社
取 扱 代 理 店：有限会社兵庫ライフサービス TEL：078－265－6170
明治安田生命保険相互会社 TEL：078－252－2270

10

入院医療費支援制度

疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約付医療保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

入院医療費支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2万円をお支払いします。

『入院医療費支援制度』に加入すると病気やケガで入院（日帰り入院[※]も含む）しても…

（注）「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）。

入院医療費として1月につき**2万円**が給付されます。

※法定給付・付加給付とは連動しません。

さらに

入院に伴う

当面の諸費用として

1回の入院につき**3万円**が給付されます。

〔最高15回分まで給付〕

入院1月（注）につき2万円が給付されます。
〔1入院13月、通算34月分まで給付〕
（注）入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。

たとえば、日帰り入院でも
2万円+3万円=5万円が
給付されます

組合員本人が加入すれば
配偶者・子ども
加入できます。

給付内容

○ 疾病 の治療を目的として入院したとき 疾病入院支援保険金 1月 ^{（注）} につき、 20,000円	○ 疾病 の治療を目的として入院したとき 疾病入院初期費用保険金 1回の入院につき、 30,000円
○ 傷害 の治療を目的として入院したとき 傷害入院支援保険金 1月 ^{（注）} につき、 20,000円	○ 傷害 の治療を目的として入院したとき 傷害入院初期費用保険金 1回の入院につき、 30,000円

（注）入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金が支払われる入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

月額掛金

※組合員本人が加入すれば配偶者・子どもも加入できます。

本人・配偶者 （Aコース）	15歳	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳
	270円	330円	540円	660円	620円	580円
	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～69歳
子ども （Aコース）	0～15歳	16～20歳	21～22歳			
	270円	330円	540円			

※掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

保 険 期 間	1年間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）で以後、毎年更新します。保険期間中に退職等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
掛 金	毎月の給与から控除されます。（初回は令和7年7月分給与より）
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
継 続 加 入 の 取 扱 い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
保 険 金 の お 支 払 い	<ul style="list-style-type: none"> ●入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払いの対象となりません。 ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。 ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ② 保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。 ●被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。お支払いの可否については、診断書等のご提出頂く書類にて判断されますので、お支払いの対象になるかどうか判らない場合でもご請求ください。 ●詳細は約款の規定によります。 <p>【保険金のご請求について】 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>

さすな
さすなプラス
特選医療保険コース
重病克服支コース
長期療養費取入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
（退きなNEXT）
ご請求について
注契約の起情報要
ボミんのMY

<p>保険金をお支払いできない場合</p>	<p>●入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 など</p> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。</p>
<p>配当金・解約返れい金</p>	<p>この制度には、配当金および解約返れい金はありません。</p>
<p>重大事由による解除について</p>	<p>保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
<p>代理請求制度について</p>	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

【保険会社破綻時等の取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ (<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

引受損害保険会社：明治安田損害保険株式会社

取扱代理店：有限会社兵庫ライフサービス TEL：078－265－6170
 明治安田生命保険相互会社 TEL：078－252－2270

11

積立年金

拠出型企業年金保険【生命保険】

個人年金保険料控除の対象となる方は
昭和49年4月2日（含む）以降に出生の新規加入の方です。

意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の概要

～在職中に積立て、積立満了後に年金受取り～

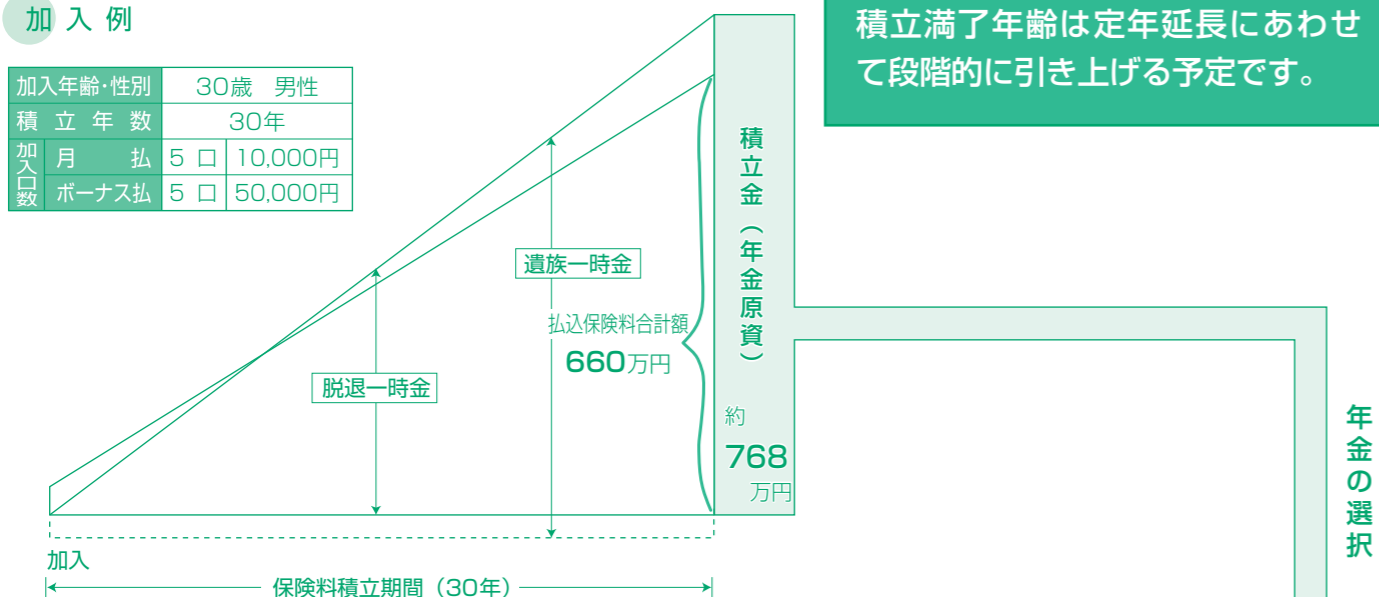
在職中

加入例

加入年齢・性別	30歳 男性
積立年数	30年
加入月払口数	5口 10,000円
加入ボーナス払口数	5口 50,000円

ポイント

積立満了年齢は定年延長にあわせて段階的に引き上げる予定です。



積立満了後

10年確定年金

初年度年金年額 約80.8万円



10年間累計受取額 約808万円

15年確定年金

初年度年金年額 約55.5万円



15年間累計受取額 約833万円

10年保証期間付終身年金

60歳年金開始（男性）初年度年金年額 約38.5万円



10年間累計受取額（本人が生存していた時） 約385万円

※10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

●逓増型の場合、逓増するのは保証期間内です。保証期間以後は逓増しません。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（令和6年10月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

保険料

保険料は加入者負担です。

●月払

1口（2,000円）から30口（60,000円）まで。
毎月の給与から控除します。（初回は7月分給与より）

●ボーナス払

1口（10,000円）から99口（990,000円）まで。
月払加入者の方に限り積立できます。（ボーナス払のみの積立はできません）
6月と12月のボーナスから控除します。（初回は6月分ボーナスより）
※ボーナス払は、月払への加入が条件となります。

お取扱いの注意

●送金通知は、自宅以外には
発送できません。

積立期間

満61歳まで積立て可能です。（満61歳到達年度の3月末まで積立て可能）

経過年数ごとの給付額試算表

加入年数	月払5口（10,000円）		ボーナス払5口（50,000円）		
	払込保険料合計額	積立金額 （脱退一時金額）	加入年数	払込保険料合計額	積立金額 （脱退一時金額）
1年	120,000円	約 118,450円	1年	100,000円	約 99,100円
2年	240,000	238,200	2年	200,000	199,250
3年	360,000	359,250	3年	300,000	300,550
4年	480,000	481,600	4年	400,000	402,900
5年	600,000	605,300	5年	500,000	506,350
7年	840,000	856,650	7年	700,000	716,650
10年	1,200,000	1,244,150	10年	1,000,000	1,040,800
15年	1,800,000	1,918,850	15年	1,500,000	1,605,300
20年	2,400,000	2,631,850	20年	2,000,000	2,201,750
25年	3,000,000	3,385,300	25年	2,500,000	2,832,100
30年	3,600,000	4,181,850	30年	3,000,000	3,498,550

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)年間保険料26,094万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月最終営業日または末日どおりに入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、予定利率（令和6年10月1日現在年1.25%）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

きずな
きずなプラス
特選医療保障コース
重病克服支コース
補長期療養費取入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
（きずなNEXT）
ご請求について
注釈・約款・概観
ポイントについて

年金受取人	年金受取人（保険料負担者）は、被保険者本人です。						
新規加入及び申込口数の変更	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け、7月1日付けで取り扱います。 加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について保険料の払込を中止することができます。 中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む。）、結婚（親族の結婚を含む。）、債務の弁済、その他加入者が保険料の拠出に支障がある場合。※中止の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払出せず積立てておきます。						
個人年金保険料控除の適用	<p>●保険料 個人年金保険料控除適用になる方の払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の払込保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。 ※今年度より新規加入される方で個人年金保険料控除の対象となる方は、加入日から積立満了年齢までの保険料の払込期間が10年以上ある方に限られます。従って10年未満の方の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。</p> <p>■今年度より加入される方の個人年金保険料控除の適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>積立満了年齢</th> <th>適用年齢範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員・組合員</td> <td>満61歳（※）</td> <td>昭和49年4月2日（含む）以降に出生の方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、組合員資格を有する方は満65歳</p>	区分	積立満了年齢	適用年齢範囲	役員・組合員	満61歳（※）	昭和49年4月2日（含む）以降に出生の方
区分	積立満了年齢	適用年齢範囲					
役員・組合員	満61歳（※）	昭和49年4月2日（含む）以降に出生の方					
積立期間中の給付	<p>在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。） ・死亡したとき：遺族一時金（加入者の遺族に支払われます。） <p>遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1カ月分相当額 *遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>						
年金受給資格	<p>①個人年金保険料適用者の場合 ア. 保険料の払込期間が10年以上で、かつ60歳以上で死亡以外の事由により脱退したときは確定年金または保証期間付終身年金の中から選択することができます。 イ. 保険料の払込期間が10年以上で、かつ中途脱退年金受給開始年齢（50歳）以上かつ60歳未満で死亡以外の事由により脱退したときは保証期間付終身年金のみとなります。</p> <p>②個人年金保険料非適用者の場合（一般の生命保険料控除適用者の場合） ア. 中途脱退年金受給開始年齢（50歳）以上で脱退したときは、確定年金または保証期間付終身年金の中から選択することができます。ただし、60歳未満で脱退のときは保証期間付終身年金のみの選択となります。 イ. 初年度年金月額が1万円未満の場合には、年金選択ができません。</p>						
年金の選択	<p>①確定年金 10・15年間基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。</p> <p>②保証期間付終身年金 保証期間中（10・15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。</p> <p>・満50歳未満で加入された方 保険料払込満了年齢（61歳※）に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※ただし、組合員資格を有する方は満65歳 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。保険料の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。但し、60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。</p> <p>・満50歳以上で加入された方 保険料払込満了年齢（61歳※）に達した時、または当制度から満50歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。 ※ただし、組合員資格を有する方は満65歳 ※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。ただし、60歳未満で脱退のときは保証期間付終身年金のみの選択となります。</p> <p>・年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3カ月分ずつに分けてお支払いします。 ・加入者はお申し出より、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、保険料の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。</p>						

税金上の取扱	<p>●年金 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}}$ *雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。</p> <p>●脱退一時金 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝（脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円）×1/2（他に一時所得がない場合） *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>●遺族一時金 相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>
配当金支払い方法	毎年の決算により配当金が生じた場合には積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金増額のための保険料に充当します。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>）

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社

12 「きずなNEXT」(退職後の制度)について

現職中の「きずな」		退職後の「きずなNEXT」		個人保険への加入
令和7年	3月31日 (退職日)	7月1日 (更新日)		※きずなプラス、重病克服支援コースは団体扱のまま継続となります。
死亡・高度障害保障	きずな(生命保険部分)		退職者専用コース (本人Xコース・Mコース・Sコースのみ) (配偶者500万円コース・360万円コース・100万円コースのみ)	きずなリレーコース(個人扱) 継続最高保険年齢 79歳 満了時保険年齢 80歳
	きずなプラス ※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象です。			継続最高保険年齢 80歳 満了時保険年齢 81歳
傷害保障	きずな(損害保険部分)		退職者専用コース (本人Xコース・Mコース・Sコースのみ) (配偶者X5コース・36コース・10コースのみ)	一時払傷害保険(10年間)
	団体傷害補償制度			一時払傷害保険(10年間)
医療保障	総合医療保障コース(基本型)			
	総合医療保障コース(セット型)			
	入院医療費支援制度			
特定疾病保障	重病克服支援コース			継続最高保険年齢 79歳 満了時保険年齢 80歳
所得補償	長期療養収入補償コース	※「きずなNEXT」でのお取扱いはありません。		
老後の保障	積立年金	※「きずなNEXT」でのお取扱いはありません。		
	現職中	残余期間	きずなNEXT	

●「総合医療保障コース(基本型)」から、退職後に「退職後終身医療保険」へ移行(加入)ができます。

- 商品内容等については、「総合医療保障コース(基本型)」満了前に送付する「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。
- 「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署(担当者)までお問い合わせください。

※詳細は別途退職時にご案内します。 ※年齢は保険年齢です。

※きずなリレーコース(個人扱)、退職後終身医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

※きずなプラスの障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象です。

※きずな(生命保険部分)、きずな(損害保険部分)、きずなプラス、団体傷害補償制度、総合医療保障コース(基本型)、総合医療保障コース(セット型)、入院医療費支援制度、重病克服支援コース、長期療養収入補償コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※きずなリレーコース(個人扱)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

きずな
きずなプラス
特定医療保障コース
重病克服支援コース
補長期療養収入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
(きずなNEXT後)
ご請求について
注釈・約款情報
ポイントについて

きずなNEXT(退職後の制度)取扱いについて

ご退職される方または非常勤職員(短期組合員)へ種別変更される方は、「きずなNEXT」へ移行できます。(以下「退職」には上記種別変更を含みます)

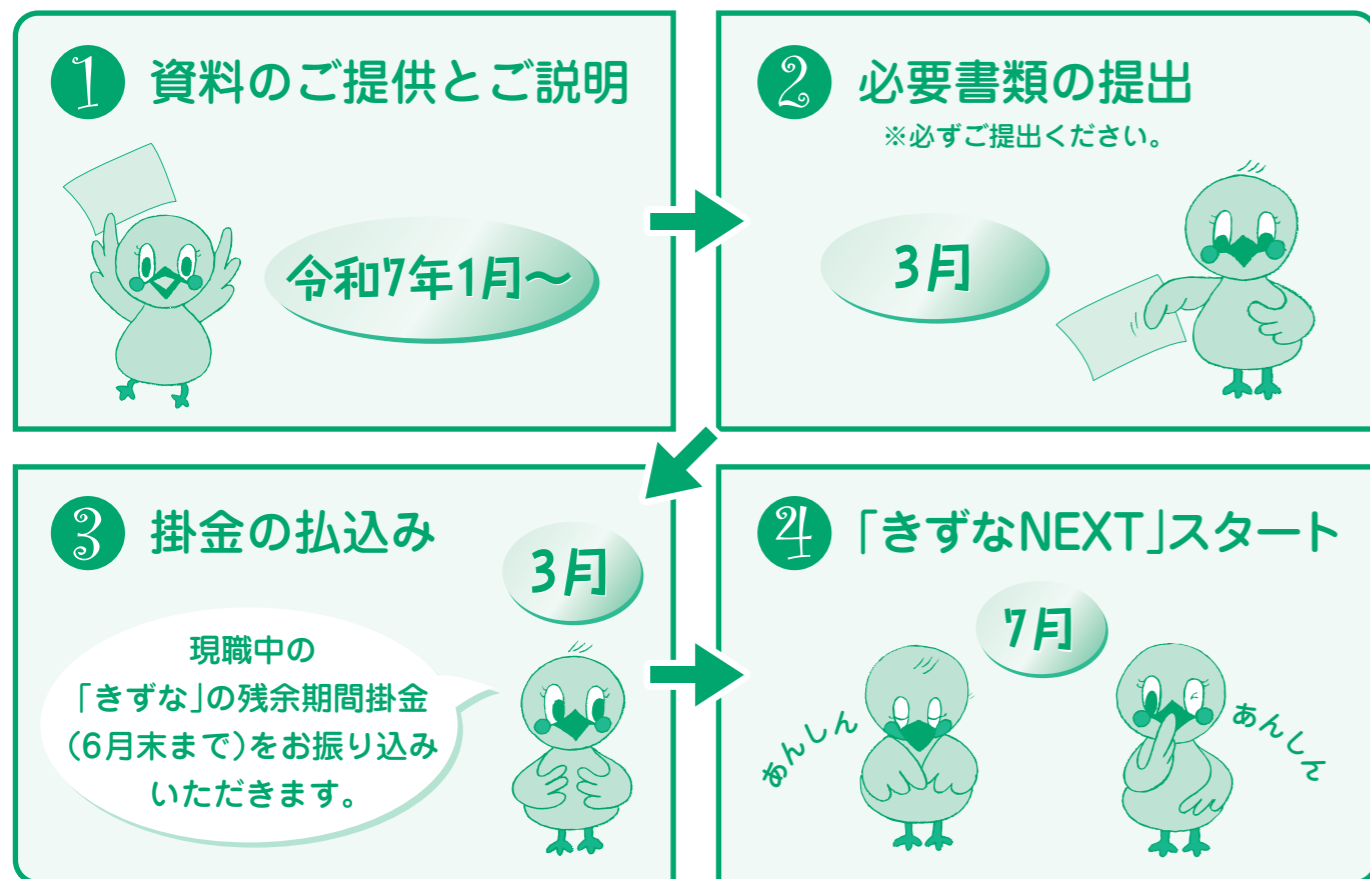
お手続きが必要となりますので、所属の「きずな」事務担当者へご連絡ください。ご報告が遅れた場合、「きずなNEXT」へ移行ができない場合がありますのでご注意ください。

P65～67をご確認のうえ必要な手続きを行ってください。

「きずなNEXT」にて継続が可能です。

※その他も選択可能です

今後の手続きのながれ



〔再任用を予定されている方〕

一旦、4月～6月末までの3ヵ月分の掛金をお振込ください。4月以降に引き続き組合員であることを確認できた場合、7月から給与天引きに戻します。



今後のスケジュール

- 令和7年1月初旬～**

資料をお届け
加入申込書兼告知書、退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書、「一時払退職者傷害保険のご案内」等をご提供いたします。
- 令和7年1月中旬～**

ご説明
ご職場へ説明にうかがいます。
(一部お電話にて説明の所属もあります。)
- 3月3日(月)**

必要書類提出締切
※提出締切日は所属により異なります。
「きずな」事務担当者にご提出ください。
- 3月14日(金)**

残余期間掛金振込締切
6月末までの掛金と手数料を併せて(株)NKSまでお振り込みください。
- 6月23日(月)**

「きずなNEXT」口座振替開始
(株)NKSより7月分の掛金と手数料を併せてご指定の口座より自動振替を行います。
(毎月22日：休業日の場合は翌営業日となります)
- 7月1日(火)**

「きずなNEXT」スタート

「きずなNEXT」の年間スケジュール(イメージ図)

更新日7月1日

翌年6月30日

9月～10月頃

翌年1月～2月頃

6月

- 配当金の還付
※掛金の振替口座への還付となります
- 配当金通知をご自宅へ発送します
- 年末調整ハガキをご自宅へ発送します

- 次回更新関係書類をご自宅へ発送します
※変更がない場合は提出不要です
※継続・減額・脱退のみの受付となります(新規加入・増額・ご家族の追加加入はできません)

- 加入通知書をご自宅へ発送します

毎月22日に月額掛金と手数料385円を口座より自動振替を行います

- ・22日が休業日の場合は翌営業日に自動振替を行います
- ・通帳の表示は「NKS.キズナ」となります(金融機関により「NKSフリカエ」「ニホンキョウドウシステム」等の表示になる場合があります)

きずな
きずなプラス
特選医療保障コース
重病克服支コース
補長期療養費収入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
きずなNEXT
ご請求について
注釈・お問い合わせ
ポイントについて

POINT

- 現職中の「きずな」を引き続きご継続いただきますので、告知や診査は必要ありません。
- 本人・配偶者のみご継続いただけます。(こどもは加入できません。)
- 現職中と同じ様に「きずな(生命保険部分)」、「総合医療保障コース(基本型)」は配当金の対象となります。(配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。)
- 「きずな」は「X・M・Sコース」(保険金額500万円以下のコース)、「きずなプラス」は「1・3・5コース」(保険金額500万円以下のコース)に申込書にて変更手続きが必要です。
- 長期療養収入補償コースと積立年金は退職と同時に脱退となりますので継続できません。
- 新規・増額・ご家族の追加加入はできません。
- 「きずなプラス」は令和7年7月1日以降ご加入されている方が80歳まで継続できます。

13 ご請求について

ご加入されている制度によっては、お支払の対象とならない場合がございますので、ご加入されている内容をご確認のうえ、下記のとおりご連絡ください。

- 現職「きずな」ご加入の方 → まずは所属のご担当者へご連絡ください
- 退職後「きずなNEXT」ご加入の方 → (株)日本共同システムへご連絡ください
 ※ご請求以外の氏名・住所変更、加入内容照会等のお手続き全般に関しても下記フリーダイヤルにご連絡ください
フリーダイヤル (0120) 129-128

「きずな」の精神的サポート

■「きずな」から遺族へ

遺族の不安を少しでも和らげるため、万一の事が起こった場合、所属所担当窓口にて今後の生活のガイダンスを行いたいと考えています。単に「きずな」の年金受取の手続きを説明するだけでなく、「ライフガイド」、「家計収支推移表」を発行し、手続きの場を通じて遺族の今後の生活に役立つサポートを行います。

ライフガイド 必要な公的手続きやアドバイスをわかりやすく説明します。
 遺族が当面不安である公的給付・相続を中心にイラスト入りでわかりやすくしたライフガイドを提供します。

家計収支推移表 家計のシミュレーションを行い、今後「いっ・どれくらい」のお金が必要か説明します。
 遺族の今後のライフステージに沿って発生する収支・支出予測を表示します。

ライフガイド

家計収支推移表

「きずな」(遺族年金)
 経済的サポート



生活ガイダンス(ライフガイド)
 精神的サポート

※「きずなNEXT」は対象外です。



「新MY生活応援ネット」

(きずな・きずなプラスの保険金受取人向けサービス)

健康・医療等の電話相談サービスを
 保険金支払日より3年間ご提供。



対象者
 死亡保険金又は高度障害保険金のお支払いをした受取人およびその家族

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

14 制度内容に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第一部

TEL : 078-252-2270

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5階

きずな不慮の事故による上乗せ保障部分の内訳 (★損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。)

生命保険部分コース	損害保険部分コース	一般の死亡または高度障害の場合(死亡・高度障害保険金)										不慮の事故★による上乗せ保障												
		生命保険部分										死亡・特定感染症による死亡	高度障害	死亡・高度障害の場合	身体障害の場合(程度により)		入院をした場合		手術をした場合(1日目から支給対象となる手術)(状況により)	通院の場合(1日目から)				
		保険年齢	受取期間	年金受取平均月額	受取期間	ボーナス平均受取額(年2回)	年金受取総額	年金月額給付年金原資	年金ボーナス給付年金原資	合計死亡・高度障害保険金(年金原資)	生命保険部分 災害保険金				生命保険部分 障害給付金(給付割合表第1級)	損害保険部分 [死亡・後遺障害保険金]	生命保険部分 障害給付金(給付割合表第2級から第6級)	損害保険部分 (後遺障害保険金)			損害保険部分 (入院保険金)	生命保険部分 (入院給付金)	損害保険部分 (手術保険金)	損害保険部分 (通院保険金)
万円	年	万円	年	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	円	円	万円	円							
A1	A1	15~60歳	30	約14.2	30	約28.5	約6,840	4,500	1,500	6,000	550	550	550	55.0 ~ 385	22.0 ~ 550	8,250	8,250	4.125 · 8.25	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	550	48.0 ~ 338	22.0 ~ 550	8,250	7,245	4.125 · 8.25	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	550	6.0 ~ 46.0		1,005						
Z4	Z4	15~60歳	25	14.4	25	24.4	5,561	3,900	1,100	5,000	550	550	550	55.0 ~ 385	22.0 ~ 550	8,250	8,250	4.125 · 8.25	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	550	48.0 ~ 338	22.0 ~ 550	8,250	7,245	4.125 · 8.25	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	550	6.0 ~ 46.0		1,005						
Z3	Z3	15~60歳	25	13.3	25	20.0	5,006	3,600	900	4,500	550	550	550	55.0 ~ 385	22.0 ~ 550	8,250	8,250	4.125 · 8.25	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	550	48.0 ~ 338	22.0 ~ 550	8,250	7,245	4.125 · 8.25	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	550	6.0 ~ 46.0		1,005						
Z2	Z2	15~60歳	25	12.2	25	15.5	4,449	3,300	700	4,000	550	550	550	55.0 ~ 385	22.0 ~ 550	8,250	8,250	4.125 · 8.25	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	550	48.0 ~ 338	22.0 ~ 550	8,250	7,245	4.125 · 8.25	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	550	6.0 ~ 46.0		1,005						
P2	P2	15~60歳	25	12.2	10	25.8	4,188	3,300	500	3,800	550	550	550	55.0 ~ 385	22.0 ~ 550	8,250	8,250	4.125 · 8.25	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	550	48.0 ~ 338	22.0 ~ 550	8,250	7,245	4.125 · 8.25	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	550	6.0 ~ 46.0		1,005						
P1	P1	15~60歳	20	13.5	20	13.5	3,801	3,000	500	3,500	500	500	500	50.0 ~ 350	20.0 ~ 500	7,500	7,500	3.75 · 7.5	3,000					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										483	483	500	48.0 ~ 338	20.0 ~ 500	7,500	7,245	3.75 · 7.5	3,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	500	6.0 ~ 46.0		1,005						
C2	C2	15~60歳	20	11.1	20	22.8	3,583	2,460	840	3,300	410	410	410	41.0 ~ 287	16.4 ~ 410	6,150	6,150	3.075 · 6.15	2,500					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										410	410	410	41.0 ~ 287	16.4 ~ 410	6,150	6,150	3.075 · 6.15	2,500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	410	6.0 ~ 46.0		1,005						
C1	C1	15~60歳	20	9.7	20	22.8	3,257	2,160	840	3,000	360	360	360	36.0 ~ 252	14.4 ~ 360	5,400	5,400	2.7 · 5.4	2,500					
		61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)										360	360	360	36.0 ~ 252	14.4 ~ 360	5,400	5,400	2.7 · 5.4	2,500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	360	6.0 ~ 46.0		1,005						
D1	D1	15~60歳	15	10.6	15	30.0	2,809	1,800	850	2,650	300	300	300	30.0 ~ 210	12.0 ~ 300	4,500	4,500	2.25 · 4.5	2,000					
		61~65歳	一時金 2,650万円(年金受取も可能です)										300	300	300	30.0 ~ 210	12.0 ~ 300	4,500	4,500	2.25 · 4.5	2,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	300	6.0 ~ 46.0		1,005						
E2	E2	15~60歳	10	15.0	10	30.5	2,410	1,740	590	2,330	290	290	290	29.0 ~ 203	11.6 ~ 290	4,350	4,350	2.175 · 4.35	1,500					
		61~65歳	一時金 2,330万円(年金受取も可能です)										290	290	290	29.0 ~ 203	11.6 ~ 290	4,350	4,350	2.175 · 4.35	1,500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	290	6.0 ~ 46.0		1,005						
I1	I1	15~60歳	15	8.4	15	23.3	2,226	1,440	660	2,100	240	240	240	24.0 ~ 168	9.6 ~ 240	3,600	3,600	1.8 · 3.6	1,500					
		61~65歳	一時金 2,100万円(年金受取も可能です)										240	240	240	24.0 ~ 168	9.6 ~ 240	3,600	3,600	1.8 · 3.6	1,500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	240	6.0 ~ 46.0		1,005						
K1	K1	15~60歳	15	6.3	15	15.2	1,601	1,080	430	1,510	180	180	180	18.0 ~ 126	7.2 ~ 180	2,700	2,700	1.35 · 2.7	1,500					
		61~65歳	一時金 1,510万円(年金受取も可能です)										180	180	180	18.0 ~ 126	7.2 ~ 180	2,700	2,700	1.35 · 2.7	1,500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	180	6.0 ~ 46.0		1,005						
L1	L1	15~60歳	10	6.2	10	15.5	1,055	720	300	1,020	120	120	120	12.0 ~ 84.0	4.8 ~ 120	1,800	1,800	0.9 · 1.8	1,000					
		61~65歳	一時金 1,020万円(年金受取も可能です)										120	120	120	12.0 ~ 84.0	4.8 ~ 120	1,800	1,800	0.9 · 1.8	1,000			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										67	67	120	6.0 ~ 46.0		1,005						
M1	M1	15~60歳	7	4.3	7	15.3	581	360	210	570	60	60	60	6.0 ~ 42.0	2.4 ~ 60	900	900	0.45 · 0.9	500					
		61~65歳	一時金 570万円(年金受取も可能です)										60	60	60	6.0 ~ 42.0	2.4 ~ 60	900	900	0.45 · 0.9	500			
		66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)										60	60	60	6.0 ~ 42.0		900						

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
重病完服支コース
補長期療養費収入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
きずなNEXT
ご請求について
注契約の起情報
ポイントについて

きずな不慮の事故による上乗せ保障部分の内訳 (★損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。)

生命保険部分コース	損害保険部分コース	保険年齢	一般の死亡または高度障害の場合(死亡・高度障害保険金)				不慮の事故★による上乗せ保障										
			生命保険部分				死亡、特定感染症による死亡	高度障害	死亡・高度障害の場合	身体障害の場合(程度により)		入院をした場合		手術をした場合(1日目から支給対象となる手術)(状況により)	通院の場合(1日目から)		
			受取期間	年金受取平均月額	年金受取総額	合計死亡・高度障害保険金(年金原資)				生命保険部分	損害保険部分	生命保険部分	損害保険部分			生命保険部分	損害保険部分
										災害保険金	生命保険部分 障害給付金(給付割合表第1級)	損害保険部分 (死亡・後遺障害保険金)	生命保険部分 障害給付金(給付割合表第2級から第6級)			損害保険部分 (後遺障害保険金)	生命保険部分 (入院給付金)
本	A	15~60歳	30年	約19.0万円	約6,840万円	6,000万円	550万円	550万円	550万円	55.0~385万円	22.0~550万円	8,250円	8,250円	4.125・8.25万円	3,000円		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	550	50.0~350	22.0~550	8,250	7,500	4.125・8.25	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	550	8.0~58.0	22.0~550	8,250	1,245	4.125・8.25	3,000			
	G	15~60歳	25	18.5	5,562	5,000	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4.125・8.25	3,000		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	550	50.0~350	22.0~550	8,250	7,500	4.125・8.25	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	550	8.0~58.0	22.0~550	8,250	1,245	4.125・8.25	3,000			
	R	15~60歳	25	16.6	5,006	4,500	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4.125・8.25	3,000		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	550	50.0~350	22.0~550	8,250	7,500	4.125・8.25	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	550	8.0~58.0	22.0~550	8,250	1,245	4.125・8.25	3,000			
	Y	15~60歳	25	14.8	4,450	4,000	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4.125・8.25	3,000		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	550	50.0~350	22.0~550	8,250	7,500	4.125・8.25	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	550	8.0~58.0	22.0~550	8,250	1,245	4.125・8.25	3,000			
	T	15~60歳	25	12.2	3,671	3,300	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4.125・8.25	3,000		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	550	50.0~350	22.0~550	8,250	7,500	4.125・8.25	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	550	8.0~58.0	22.0~550	8,250	1,245	4.125・8.25	3,000			
	P	15~60歳	20	13.5	3,258	3,000	500	500	500	50.0~350	20.0~500	7,500	7,500	3.75・7.5	3,000		
		61~65歳	一時金	3,000万円(年金受取も可能です)	3,000	500	500	500	50.0~350	20.0~500	7,500	7,500	3.75・7.5	3,000			
		66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	500	8.0~58.0	20.0~500	7,500	1,245	3.75・7.5	3,000			
V	15~60歳	20	11.1	2,671	2,460	410	410	410	41.0~287	16.4~410	6,150	6,150	3.075・6.15	2,500			
	61~65歳	一時金	2,460万円(年金受取も可能です)	2,460	410	410	410	41.0~287	16.4~410	6,150	6,150	3.075・6.15	2,500				
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	410	8.0~58.0	16.4~410	6,150	1,245	3.075・6.15	2,500				
D	15~60歳	15	10.6	1,908	1,800	300	300	300	30.0~210	12.0~300	4,500	4,500	2.25・4.5	2,000			
	61~65歳	一時金	1,800万円(年金受取も可能です)	1,800	300	300	300	30.0~210	12.0~300	4,500	4,500	2.25・4.5	2,000				
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	300	8.0~58.0	12.0~300	4,500	1,245	2.25・4.5	2,000				
I	15~60歳	15	8.4	1,527	1,440	240	240	240	24.0~168	9.6~240	3,600	3,600	1.8・3.6	1,500			
	61~65歳	一時金	1,440万円(年金受取も可能です)	1,440	240	240	240	24.0~168	9.6~240	3,600	3,600	1.8・3.6	1,500				
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	240	8.0~58.0	9.6~240	3,600	1,245	1.8・3.6	1,500				
K	15~60歳	15	6.3	1,145	1,080	180	180	180	18.0~126	7.2~180	2,700	2,700	1.35・2.7	1,500			
	61~65歳	一時金	1,080万円(年金受取も可能です)	1,080	180	180	180	18.0~126	7.2~180	2,700	2,700	1.35・2.7	1,500				
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	180	8.0~58.0	7.2~180	2,700	1,245	1.35・2.7	1,500				
L	15~60歳	10	6.2	745	720	120	120	120	12.0~84.0	4.8~120	1,800	1,800	0.9・1.8	1,000			
	61~65歳	一時金	720万円(年金受取も可能です)	720	120	120	120	12.0~84.0	4.8~120	1,800	1,800	0.9・1.8	1,000				
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	120	8.0~58.0	4.8~120	1,800	1,245	0.9・1.8	1,000				
X	15~65歳	10	4.3	517	500	83	83	83	8.0~58.0	3.32~83	1,245	1,245	0.6225・1.245	700			
	66~69歳	一時金	500万円(年金受取も可能です)	500	83	83	83	8.0~58.0	3.32~83	1,245	1,245	0.6225・1.245	700				
M	15~65歳	7	4.3	367	360	60	60	60	6.0~42.0	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500			
	66~69歳	一時金	360万円(年金受取も可能です)	360	60	60	60	6.0~42.0	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500				
W	15~69歳	一時金	300万円		50	50	50	50	5.0~35.0	2.0~50	750	750	0.375・0.75	500			
S	15~69歳	一時金	100万円		17	17	50	50	1.0~11.0	2.0~50	750	255	0.375・0.75	500			
配 当 金	2,500円	25	20	11.3	2,715	2,500	417	417	120	41.0~291	4.8~120	1,800	6,255	0.9・1.8	1,000		
	1,500	15	10	12.9	1,552	1,500	250	250	120	25.0~175	4.8~120	1,800	3,750	0.9・1.8	1,000		
	720	72	5	12.1	727	720	120	120	120	12.0~84.0	4.8~120	1,800	1,800	0.9・1.8	1,000		
	500	X5	5	8.4	505	500	83	83	83	8.0~58.0	3.32~83	1,245	1,245	0.6225・1.245	700		
	360	36	3	10.0	360	360	60	60	60	6.0~42.0	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500		
	300	W3	一時金	300万円		50	50	50	50	5.0~35.0	2.0~50	750	750	0.375・0.75	500		
世 帯 給 付 金	100	10	一時金	100万円		17	17	50	50	1.0~11.0	2.0~50	750	255	0.375・0.75	500		
	400円	40	一時金	400万円		80	80	80	80	8.0~56.0	3.2~80	1,200	1,200	0.6・1.2	650		
	300	30	一時金	300万円		60	60	60	60	6.0~42.0	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500		
	100	10	一時金	100万円		20	20	50	50	2.0~14.0	2.0~50	750	300	0.375・0.75	500		

きずな
きずなプラス
総合医療保障コース
重病完服支コース
補償額アップ
長期療養収入
団体傷害補償制度
入院医療費支援制度
積立年金
(退職後)
ご請求について
注釈
お申し込みについて

きずな掛金の生命保険料部分・損害保険料部分の内訳

(下記掛金(生命保険部分)は概算掛金であって正規掛金は申込締切後損害保険料部分の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能)

3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。)性があります。

人	本	生命保険料部分 コース	損害保険料部分 コース	掛 金 (生命保険部分)																								掛 金 (損害保険部分) (年齢に関係なく一律)								
				15歳~35歳				36歳~40歳				41歳~45歳				46歳~50歳				51歳~55歳				56歳~60歳					61歳~65歳				66歳~69歳			
				男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性			男性		女性					
				月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払		月払	ボーナス払	月払	ボーナス払				
	A1	A1	4,245	6,705	3,030	4,320	5,190	8,550	4,560	7,320	6,765	11,640	5,325	8,820	9,555	17,115	7,440	12,960	14,235	26,280	10,185	18,345	21,300	40,125	13,290	24,435	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,100	
	Z4	Z4	3,789	4,917	2,736	3,168	4,608	6,270	4,062	5,368	5,973	8,536	4,725	6,468	8,391	12,551	6,558	9,504	12,447	19,272	8,937	13,453	18,570	29,425	11,628	17,919	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,100	
	Z3	Z3	3,561	4,023	2,589	2,592	4,317	5,130	3,813	4,392	5,577	6,984	4,425	5,292	7,809	10,269	6,117	7,776	11,553	15,768	8,313	11,007	17,205	24,075	10,797	14,661	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,100	
	Z2	Z2	3,333	3,129	2,442	2,016	4,026	3,990	3,564	3,416	5,181	5,432	4,125	4,116	7,227	7,987	5,676	6,048	10,659	12,264	7,689	8,561	15,840	18,725	9,966	11,403	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,100	
	P2	P2	3,333	2,235	2,442	1,440	4,026	2,850	3,564	2,440	5,181	3,880	4,125	2,940	7,227	5,705	5,676	4,320	10,659	8,760	7,689	6,115	15,840	13,375	9,966	8,145	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,100	
	P1	P1	3,030	2,235	2,220	1,440	3,660	2,850	3,240	2,440	4,710	3,880	3,750	2,940	6,570	5,705	5,160	4,320	9,690	8,760	6,990	6,115	14,400	13,375	9,060	8,145	21,402	4,192	11,658	2,217	4,337	6,227	2,141	2,999	1,040	
	C2	C2	2,485	3,755	1,820	2,419	3,001	4,788	2,657	4,099	3,862	6,518	3,075	4,939	5,387	9,584	4,231	7,258	7,946	14,717	5,732	10,273	11,808	22,470	7,429	13,684	18,155	22,637	9,889	11,972	4,337	6,227	2,141	2,999	850	
	C1	C1	2,182	3,755	1,598	2,419	2,635	4,788	2,333	4,099	3,391	6,518	2,700	4,939	4,730	9,584	3,715	7,258	6,977	14,717	5,033	10,273	10,368	22,470	6,523	13,684	15,941	35,213	8,683	18,623	4,337	6,227	2,141	2,999	790	
	D1	D1	1,818	3,800	1,332	2,448	2,196	4,845	1,944	4,148	2,826	6,596	2,250	4,998	3,942	9,699	3,096	7,344	5,814	14,892	4,194	10,396	8,640	22,738	5,436	13,847	13,284	35,632	7,236	18,845	4,337	6,227	2,141	2,999	650	
	E2	E2	1,757	2,637	1,288	1,699	2,123	3,363	1,879	2,879	2,732	4,578	2,175	3,469	3,811	6,732	2,993	5,098	5,620	10,337	4,054	7,216	8,352	15,783	5,255	9,611	12,841	24,733	6,995	13,080	4,337	6,227	2,141	2,999	560	
	I1	I1	1,454	2,950	1,066	1,901	1,757	3,762	1,555	3,221	2,261	5,122	1,800	3,881	3,154	7,531	2,477	5,702	4,651	11,563	3,355	8,072	6,912	17,655	4,349	10,751	10,627	27,667	5,789	14,632	4,337	6,227	2,141	2,999	510	
	K1	K1	1,091	1,922	799	1,238	1,318	2,451	1,166	2,098	1,696	3,337	1,350	2,528	2,365	4,906	1,858	3,715	3,488	7,534	2,516	5,259	5,184	11,503	3,262	7,005	7,970	18,026	4,342	9,533	4,337	6,227	2,141	2,999	430	
	L1	L1	727	1,341	533	864	878	1,710	778	1,464	1,130	2,328	900	1,764	1,577	3,423	1,238	2,592	2,326	5,256	1,678	3,669	3,456	8,025	2,174	4,887	5,314	12,576	2,894	6,651	4,337	6,227	2,141	2,999	300	
	M1	M1	364	939	266	605	439	1,197	389	1,025	565	1,630	450	1,235	788	2,396	619	1,814	1,163	3,679	839	2,568	1,728	5,618	1,087	3,421	2,657	8,803	1,447	4,656	3,902	8,718	1,926	4,199	140	

		掛 金 (生命保険部分)																掛 金 (損害保険部分) (年齢に関係なく一律)	
生 命 保 険 分 類 コ ー ス	損 害 保 険 分 類 コ ー ス	15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～65歳		66歳～69歳			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
		月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払		
本 人	A	5,385	3,765	6,645	5,805	8,745	6,825	12,465	9,645	18,705	13,305	28,125	17,445	22,140	12,060	5,420	2,675	1,100	
	G	4,625	3,275	5,675	4,975	7,425	5,825	10,525	8,175	15,725	11,225	23,575	14,675	22,140	12,060	5,420	2,675	1,100	
	R	4,245	3,030	5,190	4,560	6,765	5,325	9,555	7,440	14,235	10,185	21,300	13,290	22,140	12,060	5,420	2,675	1,100	
	Y	3,865	2,785	4,705	4,145	6,105	4,825	8,585	6,705	12,745	9,145	19,025	11,905	22,140	12,060	5,420	2,675	1,100	
	T	3,333	2,442	4,026	3,564	5,181	4,125	7,227	5,676	10,659	7,689	15,840	9,966	22,140	12,060	5,420	2,675	1,100	
	P	3,030	2,220	3,660	3,240	4,710	3,750	6,570	5,160	9,690	6,990	14,400	9,060	22,140	12,060	5,420	2,675	1,040	
	V	2,485	1,820	3,001	2,657	3,862	3,075	5,387	4,231	7,946	5,732	11,808	7,429	18,155	9,889	5,420	2,675	850	
	D	1,818	1,332	2,196	1,944	2,826	2,250	3,942	3,096	5,814	4,194	8,640	5,436	13,284	7,236	5,420	2,675	650	
	I	1,454	1,066	1,757	1,555	2,261	1,800	3,154	2,477	4,651	3,355	6,912	4,349	10,627	5,789	5,420	2,675	510	
	K	1,091	799	1,318	1,166	1,696	1,350	2,365	1,858	3,488	2,516	5,184	3,262	7,970	4,342	5,420	2,675	430	
	L	727	533	878	778	1,130	900	1,577	1,238	2,326	1,678	3,456	2,174	5,314	2,894	5,420	2,675	300	
	X	505	370	610	540	785	625	1,095	860	1,615	1,165	2,400	1,510	3,690	2,010	5,420	2,675	200	
	M	364	266	439	389	565	450	788	619	1,163	839	1,728	1,087	2,657	1,447	3,902	1,926	140	
	W	—	—	—	—	—	—	657	516	969	699	1,440	906	2,214	1,206	3,252	1,605	130	
S	102	75	123	109	158	126	220	173	324	234	481	303	739	403	1,085	536	130		
配 偶 者	2,500	25	2,526	1,851	3,051	2,701	3,926	3,126	5,476	4,301	8,076	5,826	12,001	7,551	18,451	10,051	27,101	13,376	300
	1,500	15	1,515	1,110	1,830	1,620	2,355	1,875	3,285	2,580	4,845	3,495	7,200	4,530	11,070	6,030	16,260	8,025	300
	720	72	727	533	878	778	1,130	900	1,577	1,238	2,326	1,678	3,456	2,174	5,314	2,894	7,805	3,852	300
	500	X5	505	370	610	540	785	625	1,095	860	1,615	1,165	2,400	1,510	3,690	2,010	5,420	2,675	200
	360	36	364	266	439	389	565	450	788	619	1,163	839	1,728	1,087	2,657	1,447	3,902	1,926	140
	300	W3	303	222	366	324	471	375	657	516	969	699	1,440	906	2,214	1,206	3,252	1,605	130
	100	10	102	75	123	109	158	126	220	173	324	234	481	303	739	403	1,085	536	130
世 帯 単 身	400万円	40	一律 400円 3歳～22歳																190
	300	30	一律 300円 3歳～22歳																140
	100	10	一律 100円 3歳～22歳																130

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

きずな既加入者専用コース・掛金一覧

ボーナス併用コース (各コースの受取期間は一例となります)

生命保険部分コース	損害保険部分コース	一般の死亡または高度障害の場合							不慮の事故[注5]による上乗せ保障											
		保険年齢	受取期間	年金受取平均月額	受取期間	年金ボーナス平均受取額(年2回)	年金(月+円)受取総額	合計死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡の場合 [災害保険金] + 死亡・後遺障害保険金 [注1]	特定感染症による死亡の場合 [災害保険金]	高度障害 障害給付金(給付割合表第1級) + 後遺障害保険金 [注1]	身体障害の場合(程度により)		入院の場合		手術をした場合 (1日目から支給対象となる手術) 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)			
			年	万円	年	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	円	円	円	円		
本人	P2	P2	15~60歳	25	約12.2	10	約25.8	約4,188	3,800	1,100	550	1,100	55.0~385							
			61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)							3,000	1,033	483	1,033	48.0~338	22.0~550	8,250	16,500	4.125・8.25	3,000
			66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)							500	617	67	617	6.0~46.0			9,255		
	E2	E2	15~60歳	10	15.0	10	30.5	2,410	2,330	580	290	580	29.0~203							
			61~65歳	一時金 2,330万円(年金受取も可能です)							2,330	580	290	580	29.0~203	11.6~290	4,350	8,700	2.175・4.35	1,500
			66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)							500	357	67	357	6.0~46.0			5,355		

月払のみコース

生命保険部分コース	損害保険部分コース	一般の死亡または高度障害の場合					不慮の事故[注5]による上乗せ保障										
		保険年齢	受取期間	年金受取平均月額	年金受取総額	合計死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡の場合 [災害保険金] + 死亡・後遺障害保険金 [注1]	特定感染症による死亡の場合 [災害保険金]	高度障害 障害給付金(給付割合表第1級) + 後遺障害保険金 [注1]	身体障害の場合(程度により)		入院の場合		手術をした場合 (1日目から支給対象となる手術) 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)		
			年	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	円	円	円	円	
本人	T	T	15~60歳	25	約12.2	約3,671	3,300	1,100	550	1,100	55.0~385						
			61~65歳	一時金 3,000万円(年金受取も可能です)					1,050	500	1,050	50.0~350	22.0~550	8,250	15,750	4.125・8.25	3,000
			66~69歳	一時金 500万円(年金受取も可能です)					633	83	633	8.0~58.0			9,495		
	W	W	15~69歳	一時金 300万円					100	50	100	5.0~35	2.0~50	750	1,500	0.375・0.75	500

ボーナス併用コース掛金

		掛金（生命保険部分・損害保険部分合計）																									
本人	コース	生命保険部分	損害保険部分	15歳～35歳				36歳～40歳				41歳～45歳				46歳～50歳				51歳～55歳				56歳～60歳			
				男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性	
				月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
	P2	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	E2	4,433	2,235	3,542	1,440	5,126	2,850	4,664	2,440	6,281	3,880	5,225	2,940	8,327	5,705	6,776	4,320	11,759	8,760	8,789	6,115	16,940	13,375	11,066	8,145		
	P2	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	E2	2,317	2,637	1,848	1,699	2,683	3,363	2,439	2,879	3,292	4,578	2,735	3,469	4,371	6,732	3,553	5,098	6,180	10,337	4,614	7,216	8,912	15,783	5,815	9,611		

月払のみコース掛金

		掛金（生命保険部分・損害保険部分合計）																	
本人	コース	生命保険部分	損害保険部分	15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～65歳		66歳～69歳	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	T	4,433	3,542	5,126	4,664	6,281	5,225	8,327	6,776	11,759	8,789	16,940	11,066	23,240	13,160	6,520	3,775		
	W	—	—	—	—	—	—	787	646	1,099	829	1,570	1,036	2,344	1,336	3,382	1,735		

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和7年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は総保険金額1,000億円以上の場合です。

※上記はきずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)をセットしたものです。

※きずな(生命保険部分)ときずな(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

※それぞれの保障内容、掛金等の詳細は本パンフレットをご参照ください。

※記載の掛金は損害保険部分の掛金も含まれています。

※損害保険部分の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※損害保険部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

ご注意

- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・ごどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合は配偶者・ごどもは同時に脱退となります。
- 生命保険部分の死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、ごどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 損害保険部分の死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に指定を希望する場合は団体窓口へお申し出ください。
- ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は6月のボーナスより)
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ボーナス給付のみの加入はできません。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更など

[注1] 保険金額は、生命保険部分の災害保険金もしくは障害給付金と損害保険部分の合計額で、それぞれお支払の対象は異なります。なお、生命保険部分は、高度障害状態(給付割合100%)、損害保険部分は、死亡・後遺障害保険金(100%)となります。

[注2] 生命保険部分の障害給付金と損害保険部分の後遺障害保険金では、それぞれのお支払の対象と程度による給付割合は異なります。

[注3] [注4]入院保険金(損害保険部分)と入院給付金(生命保険部分)は、それぞれお支払の対象は異なります。

[注5] 損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

きすな (災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)
 きすなプラス (年金払特約付障害特約付新・団体定期保険)

総合医療保障コース(基本型)
 (家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型))
 重病克服支援コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
きすな	P3	P22	P8	P22
きすなプラス			P19	
総合医療保障コース(基本型)	P4	P31	P27	P31
重病克服支援コース	P5	P43	P37	P39,43

③ 配当金

きすな、きすなプラス、総合医療保障コース(基本型)は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。重病克服支援コースは、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

きすな、きすなプラス、総合医療保障コース(基本型)、重病克服支援コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

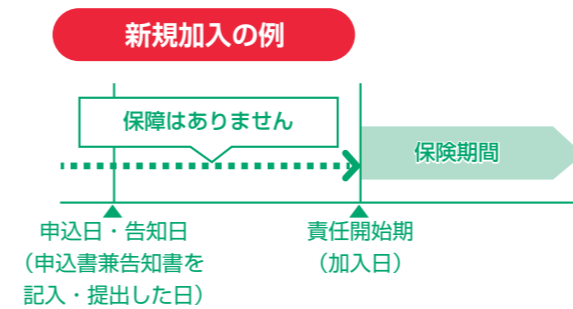
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

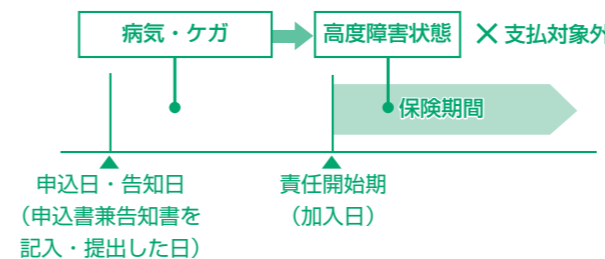


■ ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 重病克服支援コースについて、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
 きすな P24、
 きすなプラス P24、
 総合医療保障コース(基本型) P31、
 重病克服支援コース P39,43

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
 明治安田生命保険相互会社
 関西公法人部法人営業第一部
 ご照会窓口 078-252-2270
 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

■ この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 重病克服支援コースについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

きすな
 きすなプラス
 総合医療保障コース
 重病克服支援コース
 補償
 長期療養費
 収入
 団体傷害補償制度
 入院医療費
 支援制度
 積立年金
 (遺言
 職後)
 代理請求
 概要
 概要
 概要

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

きずな(損害保険部分)
(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)
総合医療保障コース(セット型)(医療保険)
長期療養収入補償コース
(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)

団体傷害補償制度(個人補償タイプ)
(天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)
団体傷害補償制度(家族補償タイプ)
(天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険)
入院医療費支援制度(医療保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
きずな (損害保険部分)	P3	P25	P8~18	P25
総合医療保障コース (セット型)	P4	P34	P27~30	P34
長期療養収入 補償コース	P5	P47	P46	P47
団体傷害補償制度 (個人補償タイプ)	P6	P52	P49~51	P52
団体傷害補償制度 (家族補償タイプ)				
入院医療費 支援制度				

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■ 職業・職務や健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

■ 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

■ 職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■ 被保険者による保険契約の解除請求について
きずな(損害保険部分)、総合医療保障コース(セット型)、団体傷害補償制度(個人補償タイプ)、団体傷害補償制度(家族補償タイプ)、入院医療費支援制度では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

※お申込みのご契約が団体傷害補償制度(家族補償タイプ)の場合は、本内容について、被保険者となるご家族全員にもお伝えください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■ 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

きずな(損害保険部分) **P26**、
総合医療保障コース(セット型) **P34**、
長期療養収入補償コース **P48**、
団体傷害補償制度(個人補償タイプ) **P53**、
団体傷害補償制度(家族補償タイプ) **P53**、
入院医療費支援制度 **P57**

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険

金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目		補償の重複が 生じる他の 保険契約・特約の例
家族 普通 傷害 補償 保険	各種賠償責任 補償特約	各種賠償責任 補償特約
団体長期障害 所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■ 事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合、または就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■ 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口
制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。
引受損害保険会社の苦情・相談窓口
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客様相談室 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)] 【受付時間】午前9時～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター <保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808[ナビダイヤル(有料)] ※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。 【受付時間】午前9時15分～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)

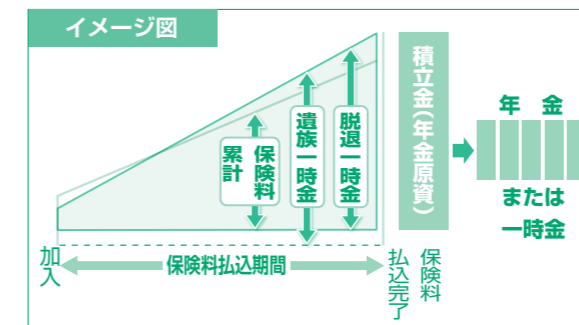
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

- 基本年金(もしくは一時金)
 保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

- 脱退一時金(もしくは年金)
 保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。
- 遺族一時金
 ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。
 ※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

保険会社からのお願い・ご注意

〈きずな(生命保険部分)・きずなプラス・総合医療保障コース(基本型)・重病克服支援コース共通〉

＜保険金・給付金のご請求について＞

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

＜告知の大切さに関するご案内＞

〈総合医療保障コース(セット型)・長期療養収入補償コース・入院医療費支援制度共通〉

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
関西公法人部 法人営業第一部
078-252-2270

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更に特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)經由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

●きずな（生命保険部分）・きずなプラス・総合医療保障コース（基本型）・重病克服支援コース・積立年金共通

個人情報に関する取扱いについて **<契約者と生命保険会社からのお知らせ>**

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際して留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

●きずな（損害保険部分）・総合医療保障コース（セット型）・長期療養収入補償コース・団体傷害補償制度・入院医療費支援制度共通

個人情報に関する取扱いについて **<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>**

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

（※）明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金受取人の指定に際して留意くださいー

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

MY-A-25-団-000667、MY-A-25-団-000668、MY-A-25-企-000669、MY-A-25-医-000670
 MY-A-25-特疾-000671、MYG-A-24-傷-748、MYG-A-24-傷-749
 MYG-A-24-L-750、MYG-A-24-医-751、MYG-A-24-医-752、MYG-A-24-家傷-753

加入者向けインターネットサービス

「みんなのMYポータル」について

現在のご加入内容や配当金額等がスマートフォンやPCで確認できます。
 未登録の方はぜひご登録ください！

まもなく氏名変更も
可能になります！

「みんなのMYポータル」の主なサービス

- 現在のご加入内容の確認
- 「積立年金」将来受取試算
- 配当金額の確認
- 死亡保険金受取人、指定代理請求者の変更
- 「積立年金」残高の確認
- パンフレット、チラシなどの閲覧 等

新規登録手順は簡単！以下の3ステップ！

- 01 > はがきシーラー中面の二次元コードから新規登録ページへ！
- 02 > 「お客さまID」・「初回アクセスコード」を入力！
- 03 > ご案内に沿って必要事項を入力！ **新規登録完了**



LINEと連携
することで
ログイン入力
が不要！

「友だち追加して連携」をタップ



アプリをダウン
ロードすれば、
生体認証で
ログイン可能！



はがきシーラーの再発行希望の場合も、下記サポートセンターにお問い合わせください。
 再発行には2週間程度お時間をいただく場合があります。

新規登録・操作方法で
お困りの方は

（みんなのMYポータルサポートセンター）

0120-565-609

平日9:00～18:00
 （土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

※音声ガイダンスで案内される番号は「02」を選択してください